

## 消費者契約法の施行状況に関する評価・検討について

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. 主な検討事項                    | 2  |
| 2. 消費者契約法の施行状況               |    |
| (1) 現行の消費者契約法の仕組み            | 3  |
| (2) 消費生活相談の局面から見た消費者契約法の活用状況 | 4  |
| (参考1) 消費生活に関する苦情・相談件数の推移     | 4  |
| (参考2) 消費者契約法に関連する消費生活相談件数    | 4  |
| (3) 裁判実務の局面からの見た消費者契約法の活用状況  | 5  |
| (参考3) 消費者契約法の不当な勧誘行為に関する判例   | 5  |
| (参考4) 消費者契約法の不当条項に関する判例      | 9  |
| 3. その他の検討事項                  |    |
| (1) 情報提供義務                   | 26 |
| (参考5) 他法における関連する規定の例         | 26 |
| (参考6) 関連する判例の例               | 30 |
| (2) 不招請勧誘                    | 35 |
| (参考7) 他法における関連する規定の例         | 35 |
| (参考8) 関連する判例の例               | 37 |
| (参考9) 関連する行政処分の例             | 38 |
| (3) 適合性原則                    | 39 |
| (参考10) 他法における関連する規定の例        | 39 |
| (参考11) 関連する判例の例              | 40 |
| (4) インターネット取引                | 43 |
| (参考12) 他法における関連する規定の例        | 43 |
| (参考13) 関連する判例の例              | 47 |

## 1. 主な検討事項

(1) 消費者契約法附帯決議（平成 12 年 4 月）では、消費者契約法制定時に、衆議院商工委員会及び参議院経済・産業委員会において「消費者契約法の施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること」と決議されている。

(2) 消費者基本計画（平成 17 年 4 月閣議決定）では、

① 消費者契約法の見直しについては、「消費者契約法施行後の状況について分析・検討するとともに、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等について、幅広く検討する」こととされ、「平成 19 年までに一定の結論を得る」と整理されている。

② IT を利用した取引については、「インターネット取引の普及に対応するため、消費者契約全般におけるルール・規制のあり方等について、幅広く検討する」こととされ、「平成 19 年までに一定の結論を得る」ことと整理されている。

(参考) 消費者基本計画

[具体的施策] (2) 選択の機会の確保 ①消費者契約の適正化等（抜粋）

| 項目            | 具体的施策   | 担当省庁 | 実施時期                |
|---------------|---|------|---------------------|
| 消費者契約に関する情報提供 | 消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、 <u>情報提供義務のあり方等</u> についても検討を加える。                        | 内閣府  | 平成 19 年までに一定の結論を得る。 |
| 執拗な勧誘         | 消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、 <u>不招請勧誘に対する規制のあり方</u> についても検討を加える。                    | 内閣府  | 平成 19 年までに一定の結論を得る。 |
| 消費者の特性に応じた勧誘  | 消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、 <u>適合性原則のあり方</u> についても検討を加える。                          | 内閣府  | 平成 19 年までに一定の結論を得る。 |
| 消費者契約法の見直し    | 消費者契約法施行後の状況について分析・検討するとともに、 <u>消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等</u> について、幅広く検討する。 | 内閣府  | 平成 19 年までに一定の結論を得る。 |

(7) 経済社会の変化に応じた対応 ①高度情報通信社会の進展への対応（抜粋）

| 項目      | 具体的施策  | 担当省庁 | 実施時期                |
|---------|--|------|---------------------|
| ルール等の整備 | インターネット取引の普及に対応するため、 <u>消費者契約全般におけるルール・規制のあり方等</u> について、幅広く検討する。 | 内閣府  | 平成 19 年までに一定の結論を得る。 |

## 2. 消費者契約法の施行状況

### (1) 現行の消費者契約法の仕組み

○消費者被害が急増する中、消費者契約法が平成12年に成立（平成13年施行）。

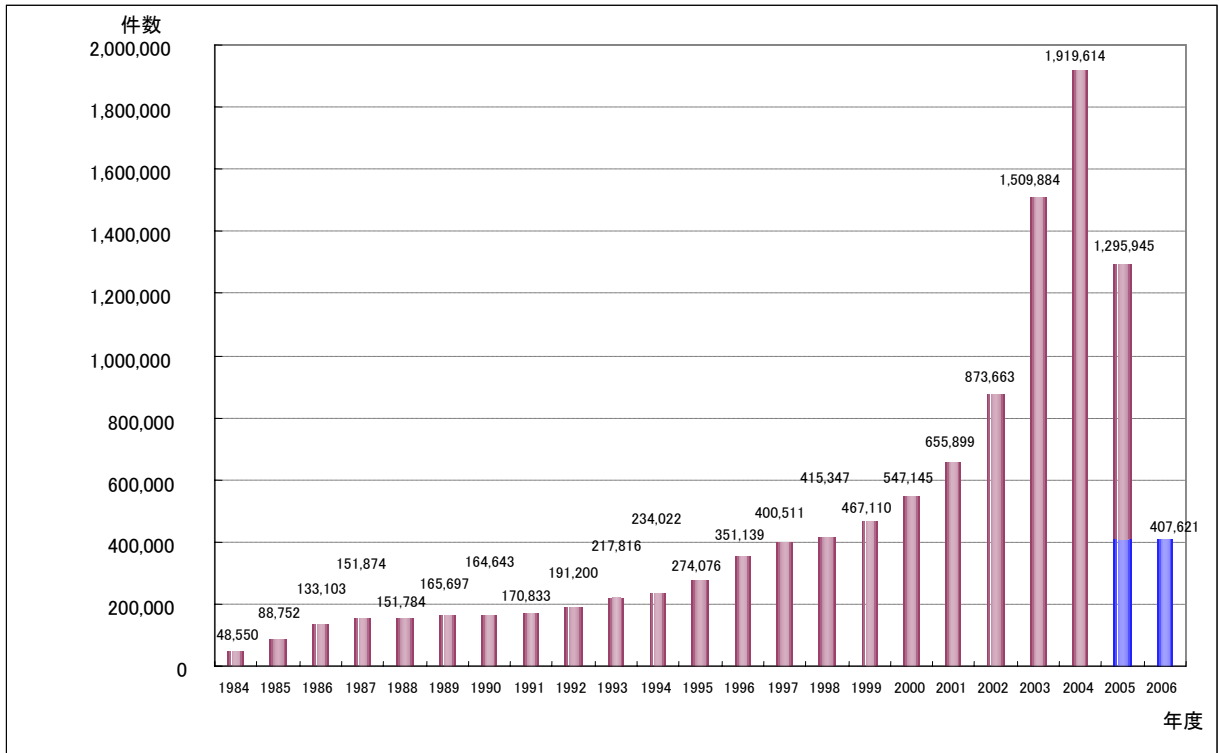
○消費者・事業者間の契約（消費者契約）に関し、事業者の不当行為（不当な勧誘行為、不当契約条項の使用）があった場合、消費者は契約の取消しや契約条項の無効を主張できる。

#### 消費者契約法における不当勧誘行為、不当契約条項の例

|           | 不当行為の種類                        | 具体的に想定される不当勧誘行為、不当条項の例   |
|-----------|--------------------------------|--|
| 不当な勧誘行為   | (1) 不実告知（第4条第1項第1号）            | ・「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売                   |
|           | (2) 断定的判断の提供（第4条第1項第2号）        | ・元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売                                   |
|           | (3) 不利益事実の不告知（第4条第2項）          | ・眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らず、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売 |
|           | (4) 不退去（第4条第3項第1号）             | ・消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘                       |
|           | (5) 監禁（第4条第3項第2号）              | ・事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘                           |
| 不当契約条項の使用 | (1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項（第8条）     | ・いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項                             |
|           | (2) 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（第9条） | ・消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項                                 |
|           | (3) 消費者の利益を一方的に害する条項（第10条）     | ・賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課する条項                                    |

（注）消費者契約法の該当条項を記載。

(2) 消費生活相談の局面から見た消費者契約法の活用状況  
 (参考1) 消費生活に関する苦情・相談件数の推移



(注) 上記苦情・相談件数は、国民生活センター、全国の消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数のうち、2006年9月21日現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数。

(参考2) 消費者契約法に関連する消費生活相談件数

(国民生活センター平成18年10月公表資料「消費者契約法に関連する消費生活相談件数と裁判の概況～法施行後5年～」から抜粋)

|              |       | 相談受付期間    |             | 2001年度       | 2002年度       | 2003年度       | 2004年度       | 2005年度       | 2001～2005年度  |
|--------------|-------|-----------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 消費者契約法に関する相談 |       |           |             | 1,403 100.0% | 2,132 100.0% | 1,856 100.0% | 1,514 100.0% | 1,871 100.0% | 8,776 100.0% |
| 第1条関連の項目     | (内訳)  | 不実告知      |             | 615 43.8%    | 1,043 48.9%  | 1,050 56.6%  | 887 58.6%    | 1,134 60.6%  | 4,729 53.9%  |
|              |       | 断定的判断の提供  |             | 134 9.6%     | 222 10.4%    | 263 14.2%    | 206 13.6%    | 299 16.0%    | 1,124 12.8%  |
|              |       | 不利益事実の不告知 |             | 38 2.7%      | 50 2.3%      | 81 4.4%      | 62 4.1%      | 51 2.7%      | 282 3.2%     |
|              |       | 不退去       |             | 191 13.6%    | 230 10.8%    | 210 11.3%    | 171 11.3%    | 222 11.9%    | 1,024 11.7%  |
|              |       | 監禁(退去妨害)  |             | 306 21.8%    | 407 19.1%    | 256 13.8%    | 147 9.7%     | 181 9.7%     | 1,297 14.8%  |
| (1条関連全体)     |       |           | 1,170 83.4% | 1,814 85.1%  | 1,621 87.3%  | 1,302 86.0%  | 1,634 87.3%  | 7,541 85.9%  |              |
| 第8～10条関連の項目  | 問題契約書 |           | 196 14.1%   | 309 14.5%    | 238 12.8%    | 207 13.7%    | 227 12.1%    | 1,179 13.4%  |              |
| その他          |       |           | 69 4.9%     | 31 1.5%      | 10 0.5%      | 23 1.5%      | 29 1.5%      | 162 1.8%     |              |

(注1) データは2001年4月1日から2006年3月末日まで受付けた相談のうち、2006年5月末日までPIO-NETに登録されたもの。  
 (注2) 各項目はマルチカウント。表中の割合は各相談受付期間別の全体数を100として算出した値である。

(3) 裁判実務の局面からの見た消費者契約法の活用状況  
(参考3) 消費者契約法の不当な勧誘行為に関する判例

| 番号 | 判決年月日                      | 事件の概要  | 判決の内容   | 参照条文               |
|----|----------------------------|--|---|--------------------|
| 1  | H13. 7. 18<br>川越簡裁<br>(確定) | 事業者からの旅行情報提供サービス会員の入会金請求訴訟に対し、消費者が支払方法につき不実告知等による取消を主張した。  | ① 事業者の説明内容の評価について、1条の趣旨から、事業者の専門的な常識を前提に個々の説明の意味内容を確定することは妥当ではなく、当該契約時の状況を基礎として平均的な消費者を基準にして評価すべきものであるとした。<br>② その上で、事業者の説明内容について、サラ金からの借入が条件であるのに、自社割賦であるかのような説明内容であったとして、不実告知による取消を認めた。   | 1条, 4条1項1号         |
| 2  | H14. 3. 12<br>神戸簡裁         | 歌手志望で俳優等養成所に入所直後、思っていたものと違うとして消費者契約法の不実告知等による取消等を主張し、支払済費用の返還を求めた。   | 3ヶ月後の月謝の値上げを告げなかったことが不利益事実の不告知に該当するとして取消を認めた。   | 4条2項               |
| 3  | H14. 10. 30<br>京都簡裁        | 仲裁センター発行のパンフレットには当事者が同席して仲裁手続が行われるものと誤信させる絵が描いてあるが、事実と異なり不実告知に該当するとして取消しを求めた。  | 当該パンフレットが仲裁手続の全般にわたり当事者同席のうえで行われることを一般人に誤認させるものとは認められないとして棄却した。   | 4条1項1号             |
| 4  | H15. 5. 14<br>東京簡裁         | 絵画のクレジット代金を支払わなかった消費者に対し、クレジット会社が代金の支払いを求めた。   | 以下の理由から、立替払契約の取消を認め、請求を棄却した。<br>① 販売店の担当者が「退去させない」旨告げたわけではないが、担当者の一連の言動はその意思を十分推測させるものであり、販売店の不適切な勧誘行為に困惑し、自分の意に反して契約を締結するに至ったものであるとして、4条3項2号に該当する。<br>② 取消権を行使した日は契約日から6ヶ月以上経過していたが、商品の引渡日からは6ヶ月が経過していなかったところ、引渡しを受けた段階でもいまだ困惑状態が継続していたとして、引渡しの時から取消権の行使期間が進行するとして、取消権の行使は有効である。 | 4条3項2号, 5条1項, 7条1項 |
| 5  | H15. 10. 3<br>大津地裁         | パソコン講座の受講生が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、講座運営者の説明不足のために同制度を利用できなかったとして、不法行為に基づき受講料相当の損害金等の支払を求めた。                           | ① 消費者契約法施行前(平成13年2月28日に受講申し込み)の事案であったが、同法1条, 3条1項及び4条2項の趣旨を根拠として、事業者は取引上の信義則により適切な告知・説明義務を負うとして、損害賠償の一部を認容した。<br>② 損害について、受講料全額ではなく、給付制度が利用できれば得られたであろう給付金額部分のみを損害として認め、かつ、受講申し込みの際、給付制度を利用して受講することを申し出ていないことから3条2項の趣旨及び公平の見地から2割を過失相殺した。   | 1条, 3条, 4条2項       |
| 6  | H16. 1. 9<br>大阪簡裁          | パソコン内職をすれば月々5万円以上の収入になるといわれて教材をクレジットで購入したが、その収入が稼げなかったため消費者契約法4条1項1号等により取り消し、クレジット会社に既払い金の返還を求めた。                                | 4条2項により取消しを認め、クレジット会社に対し代金の返還を命じた。  | 4条2項               |
| 7  | H16. 2. 19<br>大分簡裁         | 自宅の床下に拡散送風機等を設置する請負契約を締結するにつき、退去すべき旨の意思を表示したにもかかわらず退去しないことにより困惑し、それによって契約を締結したとして、契約を取り消すとともに、業者に対して既払い金の返還を、信販会社に対しては抗弁の対抗を求めた。 | 「そのようなものは入れんでいい、必要ない。」「帰ってくれ。」「換気扇は必要ない、私らを騙しているんじゃないか。」などと言っているにもかかわらず、午前11時ころから午後6時30分ころまで勧誘して契約を締結したことにつき、不退去により困惑して契約を締結したものとして、請負契約の取消しを認め、業者に対して既払い金の返還請求を、信販会社に対しては抗弁対抗を認めた。   | 4条3項1号             |

|    |  |  |   |                   |
|----|--|--|---|-------------------|
| 8  | H16. 2. 16<br>東京高裁<br>(H15. 10. 29 千葉地裁の上告審)     | 貸金業者の保証人に対する保証債務履行請求。実質的借主が誰であるか、主債務者の支払能力、融資金の使用目的及び弁済金の支払い方法について、虚偽の事実を主債務者から告げられ、保証人が誤信している状態にあることを知りながら、あえてこれを告げずに保証契約を締結させた貸金業者の行為が不実告知にあたるとして、保証契約について4条1項1号による取消しを主張した。 | ① 本件連帯保証契約における主債務者及びその支払能力、融資金の使用目的及び弁済金の支払方法は4条1項1号の重要事項にあたる。<br>② これらについて主債務者から虚偽の説明を受け保証人が誤信していることを知りながら、あえて沈黙して保証契約を締結させた貸金業者の行為は不実告知に当たる。<br>として、不作為による不実告知を認めて4条1項1号による取消しを認め、貸金業者の請求を棄却した。   | 4条1項1号            |
| 9  | H16. 4. 22<br>大阪高裁                               | 一般市場価格として41万4000円と表示された値札を付けて陳列されていたファッションリングを29万円で購入した購入者に対し、信販会社が立替金の支払いを求めた。  | 一般的な小売価格は4条4項1号に掲げる重要事項に該当し、これに不実告知があったとして、購入者による契約の取消しを認めた。  | 4条1項1号            |
| 10 | H16. 6. 25<br>神戸簡裁                               | 通信機器のリース契約に基づきリース会社がリース料の支払いを求めたのに対し、当該リース契約の締結に際し、リース契約の当事者ではない取扱店の従業員による勧誘が不実告知にあたるとして、契約の取消しを主張した。  | 取扱店とリース会社との密接な関係を前提に、当該従業員による勧誘が「NTTの回線がアナログからデジタルに変わります。今までの電話が使えなくなります。この機械を取り付けるとこれまでの電話を使うことができ、しかも電話代が安くなります。」と虚偽であったことに関し、4条1項1号による契約の取消しを認めた。  | 4条1項1号            |
| 11 | H16. 7. 15<br>京都地裁                               | 建物賃貸借契約の解約に際し、賃借人が賃貸人に保証金全額の返還を求めた事案で、賃貸人の事業者性や敷引特約の不当性が争われた。  | 自ら居住目的で購入した建物を転居を余儀なくされたため賃貸したもので反復継続性を欠くとして、賃貸人の「事業者」性(2条2項)を否定した。   | 2条2項              |
| 12 | H16. 7. 30<br>大阪高裁<br>(H15. 10. 24 神戸地裁尼崎支部の控訴審) | 易学受講契約及びこれに付随する契約(改名・ペンネーム作成、印鑑購入)について、勧誘方法が違法・不当であることを理由として契約の取消しを主張し、既払金の返還を求めた。   | 易学受講契約(一審は退去妨害による取消しを認めた。)につき、契約締結場所を退去した翌々日に授業料等の一部を支払ったことが民法125条1号所定の債務の一部の履行に該当し、取消し得べき行為を追認したもとのとして、4条3項2号による取消しを認めなかった(但し、当該契約自体は公序良俗に反し無効とした。)。付随契約(一審は断定的判断の提供による取消しを認めた。)につき、4条1項2号にいう「その他将来における変動が不確実な事項」とは消費者の財産上の利得に影響するものであって将来を見通すことがそもそも困難であるものをいうと解すべきであり、漠然とした運勢、運命といったものはこれに含まれないとして、取消しを認めなかった(但し、易学受講契約及びその付随契約について、勧誘方法、契約締結の経緯、価格が異常に高額であること、消費者の身上などをあわせ考慮すると、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたと言うべきものであり、公序良俗に反し無効とした。))。 | 4条1項2号、4条3項2号、11条 |
| 13 | H16. 9. 22<br>福岡地裁                               | マンションの購入の際、ペットの飼育に関する販売業者の説明が不適切であったためペットの飼育が可能であると誤信して購入契約を締結させられたとして、説明義務違反による損害賠償請求(債務不履行責任)又は不利益事実の不告知(消費者契約法4条2項)による取消し等に基づく不当利得の返還を求めた。                                  | マンション販売業者は制定予定の管理組合同規約等の内容を説明する限りにおいてペット飼育の可否ないしその制限等についても説明する義務を負うとしたが、管理組合同規約は管理組合総会によって制定、改正されるものであるから、販売業者がマンション販売に際し説明しうるのは制定予定の管理組合同規約等の内容に限られ、それを超えてペット飼育の可否についての説明義務までは負わないとして債務不履行責任を否定した。マンションにおけるペット飼育の可否はマンション売買契約における重要な事項であったとしたが、販売業者による説明は制定予定の管理組合同規約の解釈を述べたにすぎず、また、購入者は本件マンションに入居する以前もマンションにおいて管理上一定の制約を受けつつペットを飼っていたことからすれば、利益となる事実を告げたとはいえないとして、不利益事実の不告知による取消しを否定した。   | 4条2項              |

|    |                     |   |  |              |
|----|---------------------|---|--|--------------|
| 14 | H16. 10. 7<br>大阪簡裁) | 電話機及び主装置一式のリース契約に基づきリース会社がリース料の支払いを求めたのに対し、リース契約の当事者ではない取扱店の従業員による勧誘が不実告知にあたるとして契約の取消しを主張した。  | 当該リース契約の締結に関し、申し込みの勧誘から契約書等の作成、契約内容の説明などは当該取扱店が行っていたことを前提に、当該従業員が光ファイバーを敷設するためにはデジタル電話に替える必要があり、電話機を交換しなければならない旨を告げたため被告（消費者）がこれを信じたとし、4条1項1号による契約の取消しを認めた。  | 4条1項1号       |
| 15 | h16. 11. 12<br>福岡高裁 | 手形切り返しによる高利での融資を受けていた者からの貸金業者に対する不当利得返還請求。  | 過払い金の充当方法について、1条の趣旨をあげて借主にもっとも容易に検算ができる後払計算方式を借主が指定充当したものと推認した。  | 1条           |
| 16 | H16. 11. 15<br>東京簡裁 | 内職商法で月2万円は確実に稼げると勧誘されてシステム（CD-ROM）を購入させられた者が、断定的判断の提供を受けたとして消費者契約法4条1項2号による取り消しを求めた。  | 月2万円は確実に稼げるとの発言は断定的判断の提供にあたるとして4条1項2号による取消しを認めた。   | 4条1項2号       |
| 17 | H16. 11. 29<br>東京簡裁 | 訪問販売で日本語をよく話せない中国人に教材を売りつけた事案で、信販会社が立替金を請求した。   | 月々の支払額が1万2000円であると説明し説明したが実際にはその倍以上の引き落としであったこと等について不実告知と認め、4条1項による取消しを認めた。騙されたことを知った後に立替金を支払っていたとしても、取消し得べきことを十分には理解していなかったとして、追認の主張を排斥し取消しを認めた。  | 4条1項, 5条     |
| 18 | H17. 1. 26<br>名古屋地裁 | 商品先物取引において断定的な判断を提供して取引の勧誘をしたとして、消費者契約法4条1項2号により契約の取消しを主張した。業者は、商品先物取引には取引所という第三者が存在しており消費者契約法4条5項により善意の第三者に対抗できないから消費者契約法を適用できないと争った。          | ① 2条により商品先物取引には消費者契約法の適用があったとした。<br>② 「灯油は必ず下げてくる、あがることはあり得ないので、50枚売りでやってほしい。」「上場企業の部長の私を信用して30枚やってもらえませんか。」「当たりの宝くじを買うみたいなものですよ。」「責任をもって利益をとって、お盆休みあけには、私が現金を持っていきます。」等の勧誘につき、断定的判断を提供して取引の勧誘をしたとして、4条1項2号により契約の取消しを認めた。  | 2条, 4条1項2号   |
| 19 | H17. 1. 31<br>東京地裁  | MBAの資格取得のために、アメリカのビジネススクールの留学試験への合格を目的として、事業者が開講する授業を受講したが、留学に必要なすべてが確実にになるとか、個別指導をする旨の募集要項等において標榜されていた事項が実際には全く違っていたので、消費者契約法4条1項等により取消しを主張した。 | 契約した一部のコースについては、留学に必要なすべてが確実になるような内容のものではなく、個別指導方式とはほど遠い内容のものであり、その部分の契約については取消しを認めた。残りのコースは、特定商取引法の継続的役務提供に当たり、中途解約による返金が認められた。   | 4条1項         |
| 20 | H17. 2. 3<br>東京簡裁   | 貸金業者の貸金返還請求。貸金業規制法43条1項の適用の有無が争われた。   | 消費者契約法との関係において資金需要者（債務者）も広い意味で消費者であるとし、事業者には契約締結に必要なかつ正確な情報の提供と説明義務が求められ、4条では、不実告知、不利益事実の不告知等により消費者が誤認して契約を締結した場合契約の取消ができるとされているのであり、金銭消費貸借契約においてもその法の精神は、信義則の適用として及ぼされなければならないとして、貸金業者には、信義則上債務者の利益のために、必要かつ正確な情報を提供する義務があり、重要事項につき事実と異なる不正確な内容を記載したり、債務者の利益を害する契約条件を記載した場合には、貸金業法43条1項の適用は受けられないとして、同条項の適用を否定し、利息制限法による残債務のみの請求を認めた。 | 1条, 2条, 4条   |
| 21 | H17. 3. 17<br>札幌地裁  | 高齢の女性が宝石貴金属販売会社の従業員からホテルでの展示会に連れ出され、帰宅したいと告げたにもかかわらず勧誘を続けられやむなくネックレスを購入し、クレジット契約を締結させられた。信販会社からの立替金請求に対し、消費者契約法4条3項2号（退去妨害）による取消しを主張した。         | ①販売店が信販会社との立替払契約について顧客を勧誘することを委託することは5条1項の委託にあたる。<br>②顧客が、販売店従業員に対し、帰宅したいと告げたにもかかわらず勧誘を続けられ退去させられず、困惑してネックレスの購入、立替払契約を締結させられたとして、4条3項2号により、立替払契約の取消しを認めた。  | 4条3項2号, 5条1項 |

|    |  |  |   |                  |
|----|--|--|---|------------------|
| 22 | H17. 9. 6<br>名古屋<br>簡裁                                     | 浴衣を買いに来た客に対し、高額な喪服セットの購入を長時間勧誘しクレジット契約を締結させた事案で、クレジット会社から立替金請求がなされた。4条3項本文、同項2号及び5条1項による取消が争われた。   | 以下の理由から、4条3項2号、5条1項により、立替払契約の取消を認めた。<br>① 4条3項2号の「退去する旨の意思を示した」とは、消費者契約法の目的からは、「時間がない、用事がある、要らない」等の間接的に退去の意思を示す場合が含まれ、「その場所から当該消費者を退去させないこと」とは、退去の意思の表示があったのに、当該消費者を当該場所から退出させるのを困難にさせた場合を広く意味し、当該消費者にとって心理的にでも退去させない状況になっていれば足りる。<br>② 本件では、午後2時から3時ころから午後11時ころまでの勧誘であったこと、夕方6時に保育園に子どもを迎えに行く用事があったこと、「要らない」と告げていること、相談センターに相談が相当数寄せられていたことなどから、4条3項2号にあたる。<br>③ 当該勧誘・契約締結の6日後に書換をしているが、その際も取消を要請したにもかかわらず断られた経緯からは、当初の勧誘による困惑が継続していたものであり、取り消しうる。 | 1条, 4条3項2号, 5条1項 |
| 23 | H17. 10. 18<br>佐世保<br>簡裁                                   | この化粧品を使えば十代の肌のようにになり、しみもしわもなくなってきれいになる、併用して青汁を飲めばアトピーが治ると告げられ、ローン提携販売により化粧品と青汁を購入した者に対する、信販会社からの求償金請求に対し、不実告知、不利益事実の不告知等を理由として取消を主張した。                               | ①この化粧品を使えば10代の肌のようにになり、しみもしわもなくなってきれいになるとの説明について、表示自体が一義的でなく、主観的要素を多分に含むので不実告知にあたらないとした。<br>②健康食品に医薬品的効果があるなど医薬品等との混同が生ずるような広告、表示は、それ自体事実でないというべきであるとし、化粧品と併用して青汁を飲めばアトピーが治ると告げたことが不実告知にあたるとして取消を認めた。<br>③契約から約11ヶ月後に取消の意思表示をした点について、誤認に気づいたのが8ヶ月後であったとして、信販会社の時効主張を排斥した。<br>④信販会社からの4条5項の「第三者」にあたることの主張を排斥して、抗弁の対抗（割賦販売法30条の4）を認めた。  | 4条1項1号, 4条5項, 7条 |
| 24 | H17. 10. 28<br>名古屋<br>簡裁                                   | 旅行主任者教材セットを購入した被告（消費者）が、原告の勧誘内容の不自然さに気づき、契約解除をしたところ、原告は解約料を支払わないと解約できないと解約に応じず、売買代金の請求を求めた。  | 原告は被告に対し、本件契約締結の勧誘に際し、本件契約代金等を5年後に、ある協会に申請すれば特別奨励金として返還されると告げ、被告はそのような事実がないのにあると誤認して契約を締結したため、消費者契約法の不実告知を認定し、被告には本件契約の取消事由があると認定し、原告の請求を棄却した。  | 4条               |
| 25 | H18. 1. 31<br>東京高裁<br>(H17. 8. 2<br>5新潟地裁<br>長岡支部<br>の控訴審) | 学習教材の訪問販売における、信販会社からの立替金請求。すでに別の業者から教育役務の提供を伴う学習教材を購入していた者に対し、別業者が訪問して他の業者の教材が古いこと、自分のところでも教育役務の提供をしていること、他の業者についてこのようにすれば解約でき、返戻金で教材を購入できると告げたことが、不実告知にあたるか否かが争われた。 | 以下の理由から、4条1項1号により教材売買契約の取消を認め、割賦販売法30条の4の抗弁対抗を認めた。<br>① 教育役務の提供の有無は、本件教材売買契約においては重要事項であるところ、不実告知がなされた。<br>② 教材購入の資金調達方法は、本件教材売買契約においては重要事項であるところ、業者の指示どおりにしても解約ができず資金調達ができなかったのであり、不実告知がなされた。   | 4条1項1号           |
| 26 | H18. 3. 22<br>小林簡裁   | 補強金具販売業者から、補強金具をつけないと家が傾く旨の虚偽の事実を告げられ、高齢者が不必要な住宅リフォーム工事を契約させられ、クレジット契約を締結させられた等として、既払い金の返還請求をした。立替払契約について4条による取消が認められるかが争われた。  | 不要な工事代金の立替に使用されるという不利益事実が告げられておらず、ローン契約は消費者契約法4条により取消することができるとし、既払金の返還を認めた。   | 4条               |



(参考4) 消費者契約法の不当条項に関する判例

| 番号 | 判決年月日  | 事件の概要  | 判決の内容   | 参照条文             |
|----|--|--|---|------------------|
| 1  | H13. 11. 29<br>札幌簡裁<br>(確定)                    | 平成11年2月に借り入れた20万円の返済についての平成13年6月にした和解契約(遅延損害金年率26.28%)に基づく事業者からの貸金返還請求訴訟。  | 遅延損害金の率を9条2号により年14.6%に制限した。   | 9条2号             |
| 2  | H14. 3. 25<br>東京地裁<br>(上告)                     | パーティーの予約を解約すると営業保証料として一律1人当たり5,229円徴収すると定めた規約は、「平均的な損害」を超える請求であるとして平均的な損害を超える請求を不服とした訴訟。                                 | ① 「平均的な損害の額」(9条1号)は、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由等の事情に照らして判断するのが相当であるとした。<br>② その上で、民事訴訟法248条を適用して「平均的な損害」を認定した。  | 9条1号,<br>民訴法248条 |
| 3  | H14. 7. 19<br>大阪地裁<br>(確定)                     | 中古車販売の解約において車両価格の15%の損害賠償金と作業実費を請求するとの条項に基づき、販売会社が支払いを求めて提訴した。   | ① 「平均的な損害の額」(9条1号)の立証責任について、同法が消費者を保護することを目的とする法律であること、消費者側からは事業者にどのような損害が生じ得るのか容易には把握しがたいこと、損害が生じていないという消極的事実の立証は困難であることなどに照らし事業者側が負うとした。<br>② 注文から2日後の撤回であること等から損害が発生しうるものとは認められないとして販売会社の請求を棄却した。  | 9条1号             |
| 4  | H14. 12. 12<br>広島高裁                            | 貸金請求に対し、債権保全を必要とする相当の事由があるときには、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しますという約款が、消費者契約法10条の直接適用又は同条の準用ないし類推適用により無効と主張した。 | 当事者において債務者の期限の利益喪失にかかる合意をすることは契約自由の原則上有効であるというべきであるから(最高裁判所昭和39年(オ)第155号同45年6月24日判決・民集24巻6号587頁参照)、消費者契約法の趣旨や民法1条2項に照らしても、本件約款の効力を否定することはできないものというべきであるとして、排斥した。(傍論)  | 10条              |
| 5  | H15. 3. 26<br>さいたま地裁(確定)                       | LPガスの切り替え工事、ボンベ交換の契約後1年未満で販売会社を変更した場合には、88,000円の違約金を支払う旨の違約金条項は、消費者契約法9条1号により無効であると主張した。                                 | ① 「平均的な損害額」(9条1号)の主張立証責任は事業者にある。<br>② 本件においては、平均的な損害について事業者から具体的な主張立証がない以上、「平均的な損害」やそれをを超える部分を認定することは相当ではないとし、88,000円の返金を命じた。   | 9条1号             |
| 6  | H14. 4. 22<br>東大阪簡裁<br>(H15. 9. 26<br>大阪地裁の原審) | 子犬の売買において、感染症に罹患した子犬が引き渡された後に同犬が死亡したことにつき、売買代金の返還を求めた。   | 生命保証制度に加入しなかった場合、販売会社は免責されるとの契約条項は、1条及び10条に照らして無効であるとして消費者からの請求を全面的に認めた。  | 1条, 10条          |
| 7  | H15. 7. 16<br>京都地裁<br>(H16. 8. 25<br>大阪高裁の原審)  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | ① 学納金の法的性格について、特段の事情がない限り、その名目にかかわらず、広い意味ではすべて大学等が提供する狭義の教育活動その他の役務、施設利用の対価であるとし、そのうち、入学金の法的性格について、学生としての地位を取得するについて一括して支払われるべき金銭であって入学に伴って必要な学校側の手続き及び準備のための諸経費に要する手数料の性格を併せ有するとした。<br>② 「平均的な損害の額」(9条1号)の主張立証責任は事業者が負うとした。<br>③ 在学契約の始期となっている4月1日以降に入学を辞退した者については、入学金に対応する契約上の義務を履行したとして、入学金の返還を認めず、それ以外の学納金の返還を認めた。4月1日より前に入学を辞退した者については入学金と授業料の返還を命じた。いずれも、平均的損害の主張立証が不十分、またはないとした。 | 9条1号             |

|    |   |  |   |                              |
|----|---|--|---|------------------------------|
| 8  | H15. 9. 19<br>大阪地裁                                      | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。消費者契約法施行前の事例であり、不返還条項が公序良俗違反か否かが争われた。 | ① 入学金は、大学に入学しうる地位ないし資格の対価（一種の権利金）としての性質を有する。いったん地位を取得した以上返還する義務はない。<br>② その他の学納金については、本件大学が定員 100 名で、ほぼ毎年正規合格者のうち実際に入学する者が 30%未満であり、学納金納付後に入学を辞退する者が 20 名以上いること、欠員補充のため繰り上げ合格させた者で納付後に辞退する者もいること、例年 3 月 30 日ころまで 10 回程度も繰り上げ合格を実施していること等から、欠員補充が困難となる一定時期以降、学納金不返還によって欠員が生じること及び欠員が生じた場合に発生する損害を下級的に回避しようと試みることは、全く不合理とはいき切れぬ、いまだ公序良俗に反するとまでは言えないとして、返還を否定した。 | 9 条 1 号,<br>民法 90 条          |
| 9  | H15. 9. 26<br>大阪地裁<br>(H15. 4. 22<br>東大阪簡<br>裁の控訴<br>審) | 子犬の売買において、感染症に罹患した子犬が引き渡された後に同犬が死亡したことにつき、売主の瑕疵担保責任に基づき売買代金、葬儀費用等の賠償を求めた。    | 生命保証制度に加入しなかった場合、販売会社は免責されるとの契約条項は、売主の瑕疵担保責任を排除するものではないとして、瑕疵担保責任を全面的に認めた。  | 1 条, 10 条                    |
| 10 | H15. 10. 16<br>大阪地裁                                     | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。                                      | ①在学契約について、準委任契約類似の無名契約とした。<br>②在学契約が消費者契約となることについて、1 条の趣旨（交渉力の格差からの消費者の保護）が妥当することを指摘した。<br>③入学金について、入学し得る地位を取得することの対価であり、入学事務手続等の対価たる性格をも有するとして返還義務を否定した。<br>④授業料を返還しないとの特約は 9 条 1 号により無効であるとして返還を命じた。<br>⑤「平均的な損害の額」（9 条 1 号）の立証責任は消費者にあるとした。  | 1 条, 9 条 1<br>号              |
| 11 | H15. 10. 16<br>大阪簡裁                                     | 6 ヶ月間入居した物件を解約したところ、本件賃貸借契約の特約に基づき、敷金 40 万円のうち 30 万円を差し引かれた賃借人が、敷金の返還を求めた。   | 入居の長短にかかわらず一律に保証金を差し引くこととなる敷引特約は、民法等他の関連法規の適用による場合に比し、消費者の利益を一方的に害する条項であるといえ、10 条により無効であるとし、敷金の返還を命じた。  | 10 条                         |
| 12 | H15. 10. 23<br>大阪地裁<br>(控訴)                             | 専門学校合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び制服代金等の返還を求めた。                                   | ① 在学契約について、学生が被告に対して、教育の提供等という事務を委任することを本質的要素とする有償双務契約であり無名契約であるとした。<br>② 入学金について、その入学手続を完了した時点において、被告学校に入学できることとなった資格ないし地位の対価として支払われるもので、いわば権利金的性質を有するものとして、返還義務を否定した。<br>③ 制服代金について、在学契約と制服の売買契約とは別個独立の契約であり、独立の解除事由が主張されていないとして、返還を認めなかった。   | 9 条 1 号,<br>10 条, 民法<br>90 条 |

|    |  |  |   |                     |
|----|--|--|---|---------------------|
| 13 | H15. 10. 23<br>東京地裁<br>(H17. 2. 24<br>東京高裁<br>の原審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | <p>① 在学契約について、準委任契約又は同契約に類似した無名契約ではなく、教育法の原理及び理念により規律されることが予定された継続的な有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約であるとした。</p> <p>② 入学辞退について、民法 651 条 1 項の適用ないし類推適用を否定しつつ、受験生側からの自由な解除を認めた。</p> <p>③ 入学金について、入学手続上の諸費用に充てられるほか、在学契約上の地位の取得についての対価として、返還義務を否定した。</p> <p>④ 大学が 2 条 2 項の「法人」にあたるかについて、情報の質及び量並びに交渉力に格差のある大量的契約の当事者については公益性を問うことなく規制の対象とするのが同法の趣旨であると指摘し、法人に含まれるとした。</p> <p>⑤ 「平均的な損害の額」(9 条 1 号)の立証責任は事業者側にあるとした。</p> <p>⑥ 授業料を返還しないとの特約について、4 月 1 日より前に入学を辞退した者について、9 条 1 号により無効であるとして返還を命じた。4 月 1 日以降の入学辞退者については、授業料の返還を否定した。</p> | 9 条 1 号             |
| 14 | H15. 10. 23<br>東京地裁                                | 私立中学入学後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。消費者契約法施行前の事例。学納金不返還条項が公序良俗違反か否かが争われた。   | <p>① 在学契約について、準委任契約又は同契約に類似した無名契約ではなく、教育法の原理及び理念により規律されることが予定された継続的な有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約であるとした。</p> <p>② 入学金について、入学手続上の諸費用に充てられるほか、在学契約上の地位の取得についての対価として、返還義務を否定した。</p> <p>③ 入学辞退について、民法 651 条 1 項の適用ないし類推適用を否定しつつ、受験生側からの自由な解除を認めた。</p> <p>④ 授業料の不返還合意は、在学契約を締結した受験生の窮迫・軽率・無経験などに乗じて、はなはだしく不相当な財産的給付を約束させる行為に該当すると認められる場合に限り公序良俗に反するものとして無効になると解すべきであるとし、本件不返還合意については公序良俗に反しないとして返還義務を否定した。</p>  | 9 条 1 号,<br>民法 90 条 |
| 15 | H15. 10. 30<br>東京簡裁<br>(控訴)                        | 納入した留学斡旋費用の不返還特約の無効を主張し、納入した 50 万円の返還を求めた。   | 本件特約は、9 条 1 号により「平均的な損害の額」を超える部分は無効となると判示した。その上で損害額を民事訴訟法 248 条に基づき 10 万円とした。   | 9 条 1 号             |
| 16 | H15. 11. 7<br>大阪地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 授業料を返還しないとの特約は 9 条 1 号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9 条 1 号             |
| 17 | H15. 11. 7<br>大阪地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 授業料を返還しないとの特約は 9 条 1 号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9 条 1 号             |
| 18 | H15. 11. 7<br>大阪地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金の返還を求めた。  | 入学金を返還しないとの特約について「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9 条 1 号             |
| 19 | H15. 11. 10<br>東京地裁                                | 大学医学部専門の学習塾において講習を受けていた受講生が、申し込んでいた同塾の①冬期講習を冬期講習開始前に、②年間模擬試験を途中で、それぞれ解約して、冬期講習受講料全額と模擬試験の未実施分受講料の返還を求めた。塾側は、受講契約を取り消すことはできないとの合意が成立しており解除は認められないなどと主張した。 | 受講契約を取り消すことができないとの合意は、実質的に受講料の全額を違約金として没収するに等しく、信義則に反する等として、この合意は 10 条により無効であるとして、受講料の返還請求を認めた。   | 10 条                |

|    |  |   |   |      |
|----|--|---|---|------|
| 20 | H15. 11. 27<br>京都地裁<br>(H16. 10. 1 大阪高裁<br>の原審)          | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 21 | H15. 11. 27<br>神戸地裁<br>尼崎支部<br>(H16. 7. 2 2 大阪高裁<br>の原審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 22 | H15. 12. 1<br>大阪地裁                                       | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。但し、原告のうち4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を否定した。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 23 | H15. 12. 11<br>大阪地裁                                      | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 24 | H15. 12. 22<br>大阪地裁<br>(H16. 10. 1 大阪高裁<br>の原審)          | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 4月1日に入学を辞退しており、前納金の返還義務を否定した。   | 9条1号 |
| 25 | H15. 12. 22<br>大阪地裁<br>(H16. 10. 22 大阪高裁<br>の原審)         | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 下記の理由から、消費者契約法施行後に在学契約を締結した原告のうち、3月31日までに入学を辞退した者について、入学金以外の学納金の返還を認めた。<br>① 入学金の法的性格は「大学に入学し得る資格ないし地位を得ることの対価」等であり、返還を求めることはできない。<br>② 授業料等の入学金以外の学納金は教育役務の対価である。<br>③ 「平均的な損害の額」(9条1号)の立証責任は消費者側にある。<br>④ 4月1日が到来するまでになされた入学辞退について大学に平均的損害はなく、授業料不返還特約は9条1号に反して無効である。しかし、4月1日以降の入学辞退については特約に係る学納金の額が平均的損害を超えるものは認められないから同条には反しない。<br>⑤ 授業料不返還特約は公序良俗には反しない。 | 9条1号 |
| 26 | H15. 12. 24<br>京都地裁                                      | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 27 | H15. 12. 24<br>神戸地裁                                      | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 4月1日までに退学願いの提出又はこれに代替しうる客観的に明確な方法で通知したことの主張立証がなく、4月1日の到来によって授業料等の返還を求めうる地位を失ったとして、返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 28 | H15. 12. 26<br>大阪地裁                                      | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 29 | H16. 1. 8<br>大阪地裁  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。但し、原告のうち4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を否定した。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 30 | H16. 1. 14<br>神戸地裁                                       | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 31 | H16. 1. 20<br>大阪地裁<br>(H16. 9. 3 大阪高裁<br>の原審)            | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |

|    |  |   |  |              |
|----|--|---|--|--------------|
| 32 | H16. 1. 21<br>大阪地裁<br>(H16. 7. 2<br>2 大阪高裁<br>の原審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 入学金の返還については否定。授業料等の不返還特約は9条1号により無効であるとし、訴状送達により解除した時点までの日割り計算をし、残りの期間分について返還を命じた。  | 9条1号         |
| 33 | H16. 1. 28<br>大阪地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 入学金の返還については否定。授業料等についても、学校年度の開始(4月1日)後に契約を解除した場合には、不返還特約は9条1号及び10条によっても無効ではないとし、返還を否定した。   | 9条1号,<br>10条 |
| 34 | H16. 2. 5<br>大阪地裁                                  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金の返還を求めた。   | 入学金は「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   |              |
| 35 | H16. 2. 6<br>大阪地裁                                  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金の返還を求めた。   | 入学金は「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   |              |
| 36 | H16. 2. 13<br>大阪地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 入学金及び授業料とも在学契約に伴う大学の種々の義務に対する対価として同じ性質であることを前提に、授業料を返還しないことは9条1号にいう平均的な損害の額を超える部分に該当するとして返還を命じたが、入学金は平均的な損害の額を超える部分には該当しないとして返還義務を否定した。  | 9条1号         |
| 37 | H16. 2. 18<br>岡山地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号         |
| 38 | H16. 2. 23<br>大阪地裁                                 | 専門学校合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号         |
| 39 | H16. 3. 5<br>大阪地裁                                  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。但し、原告のうち4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を否定した。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号         |
| 40 | H16. 3. 16<br>京都地裁<br>(H16. 12.<br>17 大阪高<br>裁の原審) | 賃貸マンションの解約時にクロス汚れなどの自然損耗分の原状回復費用を借主に負担させる特約を理由に、敷金を返還しないのは違法として、家主に敷金20万円の返還を求めた。 | 通常の使用による損耗(自然損耗)の修繕などにかかった費用を借主の負担と定めた入居時の特約について、「自然損耗等による原状回復費用を賃借人に負担させることは、契約締結にあたっての情報力及び交渉力に劣る賃借人の利益を一面的に害する」と判断し、10条に照らして無効とし、全額返還するよう命じた(民法90条により無効か否かを判断する必要はないとした)。なお、本件賃貸借契約は平成13年4月の消費者契約法施行前だったが、施行後に合意更新されていることから、消費者契約法は適用できるとの判断も示した。 | 10条          |
| 41 | H16. 3. 22<br>大阪地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金の返還を求めた。   | 入学金は「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号         |
| 42 | H16. 3. 22<br>東京地裁<br>(H17. 2. 2<br>4 東京高裁<br>の原審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。4月1日以後間もない入学辞退者についても、在学契約の解除によって大学に発生する具体的な損害はないことについて4月1日より前の入学辞退者と異なることはないとした。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号         |
| 43 | H16. 3. 25<br>大阪地裁                                 | 大学合格後、4月1日後に入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。                                     | 入学辞退が4月1日後になされていることによって大学には少なくとも半年分の授業料及び施設費等の損害が生じている年、授業料等の返還を否定した。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号         |
| 44 | H16. 3. 25<br>大阪地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号         |
| 45 | H16. 3. 30<br>仙台地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号         |

|    |   |  |   |      |
|----|---|--|---|------|
| 46 | H16. 3. 30<br>東京地裁<br>(H17. 3. 10<br>東京高裁<br>の原審)   | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。但し、原告のうち授業が開始される前に在学契約を解除していない者については、授業料の返還を否定した。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号 |
| 47 | H16. 4. 20<br>名古屋地裁                                 | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 除斥の日の翌日から当該会計年度の末日までの期間に対応する授業料等の額をもって9条1号にいう「平均的な損害の額」と解するのが相当とし、授業料を返還しないとの特約は同号によっても無効とならぬとした。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号 |
| 48 | H16. 5. 19<br>大阪高裁<br>(H15. 10. 6<br>大阪地裁<br>の控訴審)  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | ① 在学契約について、主として準委任契約、付随的に施設利用契約等の性質を併せ持つ有償双務の無名契約であるとした。<br>② 入学金について、当該大学に入学し得る地位を取得することへの対価であり、一部は、全体としての教育役務等の提供のうち、入学段階における人的物的設備の準備、事務手続費用等、大学が学生を受け入れるために必要な準備行為の対価としての性質をも併せ有しているとして、返還義務を否定した。<br>③ 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして、授業料の返還を命じた。<br>④ 「平均的な損害の額」(9条1号)の立証責任は消費者側にあるとした。        | 9条1号 |
| 49 | H16. 5. 20<br>大阪高裁<br>(H15. 10. 28<br>大阪地裁<br>の控訴審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金の返還を求めた。消費者契約法施行前の事例。   | 入学金について「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号 |
| 50 | H16. 5. 26<br>東京高裁<br>(H16. 2. 5<br>東京地裁<br>の控訴審)   | 信用保証委託契約に基づき、求償元金及び約定遅延損害金(年利18.25%)の支払を求めた。   | 遅延損害金につき、9条2号により年利14.6%を超える部分の約定は無効とした。   | 9条2号 |
| 51 | H16. 6. 4<br>大阪地裁                                   | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 52 | H16. 6. 11<br>京都地裁<br>(H17. 1. 28<br>大阪高裁<br>の原審)   | 通常の使用に伴う自然損耗も含めて賃借人の負担で契約開始当時の原状に回復する旨の特約のある建物賃貸借契約の解約に際し、当該特約が無効であるとして敷金の返還を求めた。  | 原状回復の要否の判断が専ら賃貸人に委ねられていることや、賃貸人が賃借人に代わって原状回復を実施した場合に賃借人が負担すべき費用を算出する基礎となる単価について上限の定めがないことに加え、集合住宅の賃貸借において、入居申込者は賃貸人側の作成した定型的な賃貸借契約書の契約条項の変更を求めるような交渉力を有していない一方、賃貸人は将来の自然損耗による原状回復費用を予測して賃料額を決定する方法を採用することが可能であることなどから、当該特約はその具体的内容について客観性、公平性及び明確性を欠く点において信義則に反する程度に消費者の利益を一方的に害する者として10条により無効とされた。 | 10条  |
| 53 | H16. 6. 29<br>大阪地裁                                  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9条1号 |
| 54 | H16. 7. 5<br>東京簡裁                                   | 建物賃貸借契約を締結した賃借人当該賃貸借契約の始期に先立ち、賃貸人に対し、賃料・共益費1ヶ月分や敷金及び礼金等の預入金を支払うとともに当該建物の補修を求めていたが、賃貸人が応じなかったことから当該賃貸借契約の解約を申し入れ当該預入金の返還を求めたところ、解約の要件及びいったん支払われた礼金や賃料・共益費は一切返還しない旨の約定があることから返還を拒絶された。 | 賃借人の都合により解約するときには解約日の3ヶ月前に書面により賃貸人に解約届けを提出しなければならない、これに従った解約をしない場合には賃料・共益費合計額の6ヶ月分を賃貸人に保証する旨の約定及びいったん支払われた礼金や賃料・共益費は一切返還しない旨の約定は、公の秩序に関するものではないが、著しく原告の権利を制限し、又は原告の義務を加重する条項であり10条の趣旨に照らし無効とした。   | 10条  |

|    |   |   |  |                  |
|----|---|---|--|------------------|
| 55 | H16. 7. 13<br>大阪高裁<br>(H15. 11. 27 神戸地裁尼崎支部①の控訴審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号             |
| 56 | H16. 7. 13<br>東京地裁                                | 外国語会話教室において、レッスンを受講するためのレッスンポイントを事前に一括して購入することとされ、その料金は購入ポイント数が多くなればなるほど単価が安くなる制度が採用されている一方、途中解約する場合には、当初の単価ではなく、消化済みのレッスンポイントと同程度のコースの契約時単価（購入時よりも割高となる）を単価として精算することとされている約款が、特定商取引法49条2項1号イに違反して無効であるとして、精算金を請求した。教室側は、約款の合理性を主張した。 | 教室側の約款が特定商取引法49条2項1号イに違反することを認めた（但し、精算金全額を供託したため、請求棄却となった。）  | 10条, 特商法49条2項1号イ |
| 57 | H16. 7. 22<br>大阪高裁<br>(H16. 1. 21 大阪地裁の控訴審)       | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料等につき、解除の日（訴状送達の日）の翌日から学期末までの期間に相当する額について日割り計算し返還を命じた。   | 9条1号             |
| 58 | H16. 7. 22<br>大阪高裁<br>(H15. 11. 27 神戸地裁尼崎支部②の控訴審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号             |
| 59 | H16. 7. 28<br>千葉地裁                                | 建築業者が、建物工事請負契約を工事開始前に解除した消費者に対し、「請負代金の20%に相当する額の違約金を支払う」との契約条項に基づき違約金の支払いを求めた。  | ① 9条1号の「平均的な損害」の主張立証責任は事業者側にある。<br>② 建築業者が契約条項があることのみを主張立証し、他に平均的損害につき主張立証しない以上、平均的損害は既に支出した費用相当の損害を超えないとして、当該金額を超える部分の違約金条項は9条1号により無効である。           | 9条1号             |
| 60 | H16. 7. 28<br>大阪地裁                                | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。4月1日以後間もない入学辞退者についても、在学契約の解除によって大学に発生する具体的な損害はないことについて4月1日より前の入学辞退者と異なることはないとした。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。 | 9条1号             |
| 61 | H16. 8. 25<br>大阪高裁<br>(H15. 7. 16 京都地裁の控訴審)       | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号             |
| 62 | H16. 9. 3<br>大阪高裁<br>(H16. 1. 20 大阪地裁の控訴審)        | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号             |
| 63 | H16. 9. 3<br>東京地裁                                 | 大学の入学試験に合格し、学納金を納付した後に入学を辞退し、民法又は消費者契約法9条1号, 10条により学納金の返還を求めた。  | 消費者契約法施行以前の契約については、返還義務を否定した。施行後の契約については、入学金以外の学納金は、9条1号により返金を認めたが、入学金は入学しうる地位の対価として返還義務を否定した。   | 9条1号, 10条        |

|    |  |  |   |         |
|----|--|--|---|---------|
| 64 | H16. 9. 10<br>大阪高裁                                   | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。消費者契約法施行前の事例。   | 入学金については、その目的に照らして相当な価額を超える場合は、その超える部分は、他の学納金と同様に、大学が提供する教育役務に対する費用ないし報酬と評価せざるを得ないとしつつ、本件については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。授業料を返還しない旨の特約は、暴利行為であり民法の公序良俗に反して無効として、授業料の返還を命じた。  |         |
| 65 | H16. 9. 10<br>大阪高裁                                   | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。消費者契約法施行前の事例。   | 入学金については、その目的に照らして相当な価額を超える場合は、その超える部分は、他の学納金と同様に、大学が提供する教育役務に対する費用ないし報酬と評価せざるを得ないとしつつ、本件については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。授業料を返還しない旨の特約は、暴利行為であり民法の公序良俗に反して無効として、授業料の返還を命じた。  |         |
| 66 | H16. 9. 15<br>大阪地裁<br>(H17. 1. 3<br>1 大阪高裁<br>の原審)   | 貸金業者に対する過払い金返還請求訴訟について合意管轄条項に基づき移送の決定がなされたことに対し、当該合意管轄条項が消費者契約法 10 条に反し無効であるとして当該決定の取消しを求めた。 | 当該金銭消費貸借はいわゆる無店舗営業の方法により貸し付けられたものであることに加え、当該貸金業者は、管理本部により債権の管理を一元的に行っていたことも窺われるため、取引に関する資料が存することが窺われる本店所在地を管轄裁判所として指定することにもある程度の合理性が認められ、当該合意管轄条項は民法 1 条 2 項に規定する信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとは認められないとした。  | 10 条    |
| 67 | H16. 10. 1<br>大阪高裁<br>(15. 11. 27<br>京都地裁<br>の控訴審)   | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 授業料を返還しない旨の特約は 9 条 1 号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9 条 1 号 |
| 68 | H16. 10. 1<br>大阪高裁<br>(15. 12. 22<br>大阪地裁<br>の控訴審)   | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 4 月 1 日以降間もない期間内（遅くとも入学式以前）に在学契約を解除した場合においては、特段の事情がない限り、大学には具体的な損害（平均的損害）は発生しないとして、授業料について返還を命じた。   | 9 条 1 号 |
| 69 | H16. 10. 22<br>大阪高裁<br>(H15. 12. 22<br>大阪地裁<br>の控訴審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。  | 下記の理由から、消費者契約法施行前に在学契約を締結した原告を含めて、入学金以外の学納金の返還を認めた。<br>① 入学金の法的性格は「大学に入学し得る資格ないし地位を得ることの対価」等であり、返還を求めることはできない。<br>② 4 月 1 日以降間もない時期（遅くとも入学式以前）に在学契約が解除された場合には、実質的には 4 月 1 日より前の入学辞退と異なるところはなく、特段の事情がない限り、平均的損害は存在しないと推認するのが相当であるところ、この推認を覆すに足る特段の事情は認められず、授業料不返還特約は 9 条 1 号に反し無効である。<br>③ 授業料不返還特約は暴利行為の要件を満たし、公序良俗に反し無効である。            | 9 条 1 号 |
| 70 | H16. 11. 18<br>大阪地裁                                  | コンピュータ専門学校に入学した後、2 学年の授業料の内金を支払ったが、その後 2 学年に進級する前に退学したとして、不当利得返還請求権に基づき支払った内金の返還を求めた。        | ① 一般に在学契約は、準委任契約の性質を有しつつも、施設利用契約等の性質を併せ持つ複合的な無名契約であり、学生はいつでも将来に向けて在学契約を解約できる。<br>② 「平均的な損害の額」（9 条 1 号）の立証責任は消費者にある。<br>③ 本件では、在学契約の解除が年度を超えた 6 月 21 日であると認定しつつ、退学の意思を表明したのが 2 月 10 日でありその後出席していないこと、学校側が定員を設けていることから定員割れでも教員や施設を確保しておく必要があることなどから退学者がいてもそれをもって学校側に損害が生じたとは言い難い等として、本件では平均的損害の発生がないとし、新年度（4 月 1 日以降分）の既払い学納金全額の返還請求を認めた。 | 9 条 1 号 |
| 71 | H16. 11. 18<br>大津簡裁                                  | 専門学校合格後、入学を辞退した受験生が、全納した入学金及び運営協力金の返還を求めた。   | 運営協力金を返還しない旨の特約は 9 条 1 号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。  | 9 条 1 号 |



|    |  |  |   |              |
|----|--|--|---|--------------|
| 72 | H16. 11. 19<br>佐世保簡裁                                     | 敷金として差し入れた家賃4ヶ月分の金員のうち、3.5ヶ月分を差し引く敷引特約は消費者契約法10条により無効であるとして返還を求めた。                         | 賃貸借契約締結時に十分な説明のないまま敷金4ヶ月分のうち一律に3.5ヶ月分を差し引く敷引特約は10条により無効であり、また、建物につき自然損耗を超えた損害についての原状回復費用を認定する証拠もないとして、敷引特約にかかる金員全額について返還を命じた。   | 10条          |
| 73 | H16. 11. 30<br>大阪簡裁                                      | 「保証金」として差し入れた家賃5.3ヶ月分の金員のうち、4.5ヶ月分を差し引く敷引特約は消費者契約法10条により無効であるとして返還を求めた。                    | 建物賃貸借契約に伴う保証金の返還について、敷引特約あるいは類似の契約に関する民法、商法上その他の法規上の任意規定はなく、また、賃借人の転居は自己都合であることなどから敷引特約は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものということとはできないとして、返還を否定した。  | 10条          |
| 74 | H16. 11. 30<br>神戸簡裁<br>(H17. 7. 1<br>4神戸地裁<br>の原審)       | 賃貸借契約終了時には賃借人から預託を受けた保証金から一定額を控除した残額を返還する約束をしたが、賃借人は、その約束は消費者契約法10条により無効として保証金の返還を求めた。     | 本件特約は、10条に違反しないとして、請求を棄却した。   | 10条          |
| 75 | H16. 12. 17<br>大阪高裁<br>(H16. 3. 1<br>6京都地裁<br>の控訴審)      | 賃貸マンションの解約時にクロス汚れなどの自然損耗分の原状回復費用を借主に負担させる特約を理由に、敷金を返還しないのは違法として、家主に敷金20万円の返還を求めた。          | 通常の使用による損耗(自然損耗)の修繕などにかかった費用を借主の負担と定めた入居時の特約について、「自然損耗等による原状回復費用を賃借人に負担させることは、契約締結にあたっての情報力及び交渉力に劣る賃借人の利益を一時的に害する」と判断し、10条に照らして無効とし、全額返還するよう命じた(民法90条により無効か否かを判断する必要はないとした)。なお、本件賃貸借契約は平成13年4月の消費者契約法施行前だったが、施行後に合意更新されていることから、消費者契約法は適用できるとの判断も示した。  | 10条          |
| 76 | H16. 12. 20<br>東京地裁                                      | 大学の入学試験に合格し、学納金を納付した後に入学を辞退し、民法又は消費者契約法9条1号、10条により学納金の返還を求めた。                              | 消費者契約法施行以前の契約については、返還義務を否定した。施行後の契約については、入学金以外の学納金は、9条1号により返金を認めたが、入学金は入学しうる地位の対価として返還義務を否定した。  | 9条1号、<br>10条 |
| 77 | H17. 1. 12<br>大阪地裁                                       | 有効期限切れのJR定期券の不正利用について2倍の違約罰を定めた規定に基づきJRが違約金請求した。   | 2倍の違約罰を定めた規定自体は10条違反とはいえないが、同規定は不正使用の蓋然性が高いことが前提となっているから、不正使用の蓋然性が認められない期間についてまでこれを適用することは10条の法意に照らし許されないとして適用を制限した。  | 10条          |
| 78 | H17. 1. 27<br>東大阪簡裁<br>(H17. 9. 3<br>0大阪地裁<br>の原審)       | 英会話講師資格取得講座を申し込み、入会金と受講料を振り込んだが、受講前に解約し、入会金と受講料の返還を求めた。                                    | 入学金等について理由の如何を問わず一切返金しないとの約款は10条に違反無効と認定し、返還を認めた。   | 10条          |
| 79 | H17. 1. 28<br>大阪高裁<br>(H16. 6. 1<br>1京都地裁<br>の控訴審)       | 通常の使用に伴う自然損耗分も含めて賃借人の負担で契約開始当時の原状に回復する旨の特約のある建物賃貸借契約の解約に際し、当該特約が無効であるとして敷金の返還を求めた。         | 原状回復の要否の判断が専ら賃借人に委ねられていることや、賃借人が賃借人に代わって原状回復を実施した場合に賃借人が負担すべき費用を算出する基礎となる単価について上限の定めがないことに加え、集合住宅の賃貸借において、入居申込者は賃借人側の作成した定型的な賃貸借契約書の契約条項の変更を求めるような交渉力を有していない一方、賃借人は将来の自然損耗による原状回復費用を予測して賃料額を決定する方法を採用することが可能であることなどから、当該特約はその具体的内容について客観性、公平性及び明確性を欠く点において信義則に反する程度に消費者の利益を一時的に害する者として10条により無効とされた。 | 10条          |
| 80 | H17. 1. 31<br>大阪高裁<br>(H16. 9. 1<br>5大阪地裁<br>の再抗告<br>事件) | 貸金業者に対する過払い金返還請求訴訟について合意管轄条項に基づき移送の決定がなされたことに対し、当該合意管轄条項が消費者契約法10条に反し無効であるとして当該決定の取消しを求めた。 | 当該金銭消費貸借はいわゆる無店舗営業の方法により貸し付けられたものであることに加え、当該貸金業者は、管理本部により債権の管理を一元的に行っていたことも窺われるため、取引に関する資料が存することが窺われる本店所在地を管轄裁判所として指定することにもある程度の合理性が認められ、当該合意管轄条項は民法1条2項に規定する信義則に反して消費者の利益を一時的に害するものとは認められないとした。  | 10条          |

|    |  |   |   |              |
|----|--|---|---|--------------|
| 81 | H17. 2. 17<br>堺簡裁                                    | 敷金の約83%を差し引く敷引特約は消費者契約法10条により無効であるとして返還を求めた。  | 解約引特約が10条違反と認定し全額返還を命じた。  | 10条          |
| 82 | H17. 2. 24<br>東京高裁<br>(H16. 3. 2<br>2 東京地裁<br>の控訴審)  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。4月22日に辞退を申し出た者については、授業料の返還義務を否定した。  | 9条1号         |
| 83 | H17. 2. 24<br>東京高裁<br>(H15. 10. 2<br>3 東京地裁<br>の控訴審) | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 消費者契約法施行以前の契約については返還義務を否定した。消費者契約法施行後の授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。ただし、原告のうち4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を否定した。入学金については、「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。一般入試以外の場合には、当該学部・学科を第1志望とすることが出願資格であり、学納金等の返還を求めることは信義則違反とし、返還請求を認めなかった。      | 9条1号         |
| 84 | H17. 3. 1<br>千葉簡裁                                    | 敷金等の返還請求に対し、賃貸人が、賃貸借契約書に、賃借人が原状回復をし賃貸人がその原状回復を承認した時を明け渡し日時とする旨、及び、前記承認まで賃借人は賃料の倍額相当の損害金を支払う義務がある旨の条項があることを主張した。 | 社会一般に通常行われている賃貸借契約に比し賃借人に特に義務を負担させる条項が有効であるためには、賃借人に対しその義務の内容について説明がなされて、賃借人がその義務を十分に理解し、自由な意思に基づいて同意したことが必要であるとし、これを認めるに足る証拠はないとして、同条項について賃借人の意思を欠き無効であるとして、返還請求を認めた。また、原状回復条項について、自然損耗についてまで賃借人に負担させるものと定めたものではないとして、適用を制限した。 | 10条          |
| 85 | H17. 3. 10<br>東京高裁<br>(H16. 3. 3<br>0 東京地裁<br>の控訴審)  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。   | 消費者契約法施行以前の契約については返還義務を否定した。授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。但し、原告のうち4月1日以降に辞退を申し出た者については、授業料の返還を否定した。入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。   | 9条1号         |
| 86 | H17. 3. 25<br>佐野簡裁                                   | 敷金返還請求に対し、賃貸人は、自然損耗部分も賃借人の負担とするという原状回復特約を主張した。  | 本件原状回復特約について、自然損耗部分については賃貸人の負担とするのが合理的意思であり、これに反する内容で合意したとの特段の事情が窺われないので、賃貸人の意思を欠き無効とした。また、消費者契約法施行前の契約であっても、施行後に更新されている場合には同法の適用があるとし、本件原状回復特約は10条により無効であるから、いずれにせよ自然損耗部分についての返還請求を認めるべきとした。                                   | 10条          |
| 87 | H17. 3. 25<br>京都地裁                                   | 入学金35万円、運営協力金35万円の合計70万円の学納金の返還を求めた。  | 本件納付金(入学金、運営協力金)の法的性質について、募集要項と過去5年間の決算内容を検討し、結局学校は本件納付金を経常的な運営費として取り扱っていることが明らかとし、入学者に負担させるべきであり、入学辞退者に負担させるには特段の事情が必要であるとして、入学辞退者が生ずることにより空きが増えることは特段の事情には当たらないとして、10条により不返還条項を無効とした。   | 9条1号,<br>10条 |
| 88 | H17. 3. 30<br>東京高裁<br>(H16. 4. 3<br>0 東京地裁<br>の控訴審)  | 大学の入学試験に合格し、学納金を納付した後に入学を辞退し、民法又は消費者契約法9条1号、10条により学納金の返還を求めた。   | 消費者契約法施行以前の契約については返還義務を否定した。消費者契約法施行後の授業料を返還しないとの特約は9条1号により無効であるとして返還を命じた。ただし、原告のうち4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を否定した。入学金については、「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。また、原審の平均的損害額であることの主張立証責任は事業者が負うという部分は削除され、消費者にあるとされた。                         | 9条1号         |
| 89 | H17. 4. 20<br>大阪地裁                                   | 敷金の80%(40万円)を差し引く敷引特約は消費者契約法10条により無効であるとして返還を求めた。   | 本件敷引特約の趣旨を通常損耗部分の補修費に充てるものであるとして、敷金の額、敷引の額、賃料額、賃貸物件の広さ、賃貸借契約期間等を総合考慮して、敷引額が適正額の範囲内では本件敷引特約は有効とし、超える部分は無効として、本件では2割(10万円)の敷引は有効とした。  | 10条          |

|    |   |   |   |                                      |
|----|---|---|---|--------------------------------------|
| 90 | H17. 4. 28<br>横浜地裁                                  | 学納金の返還を求めた。   | 入学金の法的性質について、学生としての地位を取得する対価とし、現実にその地位を取得するのは4月1日であるから、それ以前に入学を辞退した場合には返還すべきとし、不返還条項については、平均的損害を超える部分について返還すべきとした。平均的損害の主張立証責任は原告にあるとしつつ、立証が困難であることから、民事訴訟法248条により損害を認定した(30万円のうち20万円を返還すべきとした)。授業料については、返還すべきとした。  | 9条1号,<br>10条, 民法<br>90条, 民訴<br>法248条 |
| 91 | H17. 6. 24<br>盛岡地裁<br>遠野支部                          | 貸金業者に対する過払い金返還請求訴訟について専属的合意管轄条項に基づき移送の申立がなされたことに対し、当該合意管轄条項が消費者契約法10条に反し無効であるとして移送しないように求めた。  | 本件専属的合意管轄条項は10条により無効とし、貸金業者の移送申立を一部却下した。  | 10条                                  |
| 92 | H17. 7. 12<br>京都簡裁<br>(H17. 12.<br>22 京都地<br>裁の原審)  | 敷金返還請求に対し、賃貸人は、退去時に全内装分室内のカーペットの張替え、クロス張替え、畳・襖の張替え及び退室清掃その他修復費用金額を居住年月日に関係なく、敷金より差し引くものとし、内装修復箇所は居住日数に関係なく借主の復元責任とする原状回復特約を主張した。  | 本件原状回復特約について、賃貸人が賃貸の当初における優越的地位を行使して賃借人に過大な義務を設定するものであるから、特約中通常損耗の原状回復費用を賃借人の負担とする部分は民法90条により無効と解すべきであるとし、自然損耗部分についての返還請求を認めた。  | 10条, 民法<br>90条                       |
| 93 | H17. 7. 13<br>大阪高裁                                  | 自動車の盗難の損害200万円について保険金請求した。譲渡後名義変更前に盗難にあった事案であり、保険会社は自動車保険約款一般条項5条(免責条項)を主張した。同条項が10条に反するか否かが争われた。   | 以下の理由から、10条違反ではないとした。<br>①本件免責条項は、商法650条の適用を排除したものであるが、自動車保険の特殊性を考慮して定められたもので合理性があり、消費者の利益を一方的に害する内容のものとはいえない。<br>② 本件免責条項の「譲渡」の意義について、消費者が明確、平易に理解できるように、本件約款の文言の改訂について検討されることが望ましいとは考えられるが、不明確で信義則等に反するとまではいえない。  | 10条                                  |
| 94 | H17. 7. 14<br>神戸地裁<br>(H16. 11.<br>30 神戸簡<br>裁の控訴審) | 7ヶ月居住していた建物を退去した際に、敷引特約があることを理由に保証金(敷金)の返金を拒否された。敷金30万円のうち25万円(83.3%)を差し引く敷引特約は消費者契約法10条により無効であるとして返還を求めた。  | 本件敷引特約は、民法にない義務を負担させるものであって、民法の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項であるとし、また、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するかどうかについては、敷引特約はさまざまな要素を有するものが渾然一体となったものとの立場(いわゆる渾然一体説)に立ちつつ、賃貸借契約成立の謝礼(礼金)、自然損耗の修繕費用、更新料免除の対価、空室損料、賃料を低額にすることの代償、といった要素について分析をし、いずれもその合理性を否定し、敷引特約は「賃貸事業者が消費者である賃借人に敷引特約を一方的に押しつけている状況にある」として、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものであると判断し、10条に違反し無効であるとし、25万円の返還請求を認めた。   | 10条                                  |
| 95 | H17. 7. 20<br>東京高裁<br>(H17. 2. 1<br>6 東京地裁<br>の控訴審) | 外国語会話教室において、レッスンを受講するためのレッスンポイントを事前に一括して購入することとされ、その料金は購入ポイント数が多くなればなるほど単価が安くなる制度が採用されている一方、途中解約する場合には、当初の単価ではなく、消化済みのレッスンポイントと同程度のコースの契約時単価(購入時よりも割高となる)を単価として精算することとされている約款が、特定商取引法49条2項1号イに違反して無効であるとして、精算金を請求した。教室側は、約款の合理性を主張した。 | 以下の理由から、精算金の不足分についての返還請求を認めた。<br>① 特定商取引法49条2項の趣旨は、継続的役務取引において、中途解約を申し出た者に対し、事業者が控除できる金額の上限規制をもうけることにより、役務受領者が高額な請求をおそれて中途解約権の行使をためらうことがないようにして、中途解約権を実質的にも行使可能なものとするところにある。<br>② 事業者が役務の対価を前払金として受領しており、役務受領者の中途解約があり、その受領済みの前払金の中からすでに提供された役務の対価に相当する部分を控除して返還するという場合において、前払金の授受に際して役務の対価に単価が定められていたときは、その単価に従って提供済みの役務の対価を算出するのが精算の原則となる。教室側の主張する理由はいずれも合理性がなく、当該約款が特定商取引法49条2項1号イに違反し無効である。 | 10条, 特商<br>法49条2<br>項1号イ             |

|     |  |   |   |              |
|-----|--|---|---|--------------|
| 96  | H17.9.7<br>富山簡裁                                      | ペンション経営者がインターネット<br>広告掲載申込契約を締結し13日後に<br>キャンセルをしたところ、約款に基づ<br>き70パーセントのキャンセル料を請<br>求された。キャンセル料について合意<br>が成立しているか否かが争われた。  | 被告にとって極めて不利益な条項であるにもかかわらず、キャン<br>セル料について十分に説明を行ったと認めるに足りる証拠<br>はなく、被告が書面上承諾したとの外形事実があることをもっ<br>て、被告の真摯な承諾があったと認めることはできない、とし<br>て、合意が成立していないと認定し、請求を棄却した。<br>※事業者であり消費者契約法の適用がない事案   | 10条          |
| 97  | H17.9.9<br>東京地裁                                      | 挙式予定日から一年以上前に結婚式場<br>の予約をし、その数日後に予約を取り<br>消した場合において、予約金10万円<br>の返還を認めない条項は10条、9条1<br>項により無効であるとして、不当利得<br>による返還請求をした。   | 挙式予定日の1年以上前から得べかりし利益を想定することは<br>通常困難であり、仮にこの時点で予約が解除されたとしても<br>その後1年以上の間に新たな予約が入ることも十分期待し得る<br>時期にあることも考え合わせると、その後新たな予約が入らな<br>いことにより被控訴人が結果的に当初の予定どおりに挙式等<br>が行われたならば得られたであろう利益を喪失する可能性が<br>絶無ではないとしても、そのような事態はこの時期に平均的な<br>ものとして想定し得るものとは認め難いとして、本件取消料条<br>項は9条1号により無効であるとし、返還請求を認めた。   | 9条1号         |
| 98  | H17.9.27<br>京都地裁                                     | 敷金20万円余りの返還を求めた。原<br>状回復条項が公序良俗違反、消費者契<br>約法10条違反かどうか争われた。  | 本件賃貸借契約が消費者契約法施行後に合意更新されている<br>ことから同法の適用を受けるとし、自然損耗分を借主負担と定<br>めた部分を10条に違反するとし、返還請求を認めた。  | 10条          |
| 99  | H17.9.30<br>大阪地裁<br>(H17.1.2<br>7 東大阪簡<br>裁の控訴<br>審) | 英会話講師資格取得講座を申し込み、<br>入会金と受講料を振り込んだが、受講<br>前に解約し、入会金と受講料の返還を<br>求めた。   | 次の理由から、入学金2万円を除く既払い金25万円の返還請<br>求を認めた。<br>① 本件受講契約は準委任契約である。<br>② 不解除条項は10条違反であり無効である。<br>③ 不返還条項は9条1号の趣旨に反する。<br>④ 入学金2万円は約定のクーリングオフ期間中申込者の受講<br>枠を確保する対価(権利金)の性質を有する。<br>⑤ 入学金部分について平均的損害を超えることの立証がな<br>い(9条1号の「平均的な損害」の立証責任が消費者にあるこ<br>とを前提)。  | 9条1号,<br>10条 |
| 100 | H17.10.14<br>枚方簡裁                                    | 敷金25万円の返還請求に対し、賃貸<br>借契約の敷引特約(敷金25万円、敷<br>引25万円)は自然損耗については本<br>来賃貸人が負担すべきであるとの説<br>明がなされておらず、敷引特約の趣旨<br>や内容を理解して合意をなしたも<br>のではなく、信義則に反して消費者の利<br>益を一方的に害する条項であり消費<br>者契約法10条により無効であるとし<br>て、保証金(敷金)の返還を求めた。                       | 本件敷引特約が、借借人の故意過失によらない損耗まで負わせ<br>るものであること、借借人には敷引特約のない物件を自由に選<br>択できる状況にないのが現状であること、いわば借借人の無知<br>を利用して貸借人の有利な地位に基づき一方的に借借人に不<br>利な特約として締結されたものであり借借人の真の自由意思<br>によったものとはいえず、信義に反する等として、10条に違反<br>するとし、返還請求を認めた。   | 10条          |
| 101 | H17.10.21<br>大阪地裁                                    | ファッションに関する専門学校に入<br>学した原告が、入学申込手続にあたり<br>被告から受講課程の内容が実際とは<br>違っていた点や、卒業生の就職率が<br>100%であると説明を受けた点が不実<br>告知、不利益事実の不告知にあると<br>して4条1項1号、2項による在学契<br>約の取消しを主張した。<br>また、入学後に退学をしたことによ<br>り、学納金の返還を請求し、不返還条<br>項が9条1号、10条に反するかが<br>争われた。 | ①不実告知、不利益事実の不告知については事実が認定できな<br>い。<br>②本件専門学校の在学契約は無名契約である。<br>③入学金は、在学契約を締結できる資格を取得し、これを保持<br>しうる地位を取得することに対する対価とし、かかる地位をす<br>でに取得した以上返還を求めるとはできない。<br>④「平均的な損害の額」(9条1号)とは、同一事業者が締結<br>する多数の同種契約事案について、典型的に考察した場合に算<br>定される平均的な損害の額をいう。<br>⑤本件では、ひとつながりのカリキュラムの部分について平均<br>的損害が認められるとして、授業料、教育充実費、施設・設備<br>維持費の1カリキュラム分(半年分)を超える部分について、<br>9条1号に違反するとし、返還請求を認めた。<br>⑥10条違反は否定した。 | 9条1号,<br>10条 |

|     |  |   |   |      |
|-----|--|---|---|------|
| 102 | H17. 10. 24<br>福岡地裁                                  | 敷金 22 万 5000 円他の返還を求めた。入居期間の長短を問わず 75%を敷金から差し引くとの敷引条項が公序良俗違反, 10 条違反かどうかが争われた。  | 敷引について, 新たなる賃借人のために必要となる賃貸物件の内装等の補修費用の負担等について, 賃貸人と賃借人との間の利害を調整し, 無用な紛争を防止するという一定の合理性があることは否定できないとしつつ, 自然損耗部分について賃借人に二重に負担させることになってしまおうとし, 実際に補修工事費用として賃貸人が挙げているものについて目的物の通常の使用に伴う自然損耗を超える損耗の補修に要する費用であると直ちに断定しがたいこと等からは, 75%もの敷引には正当な理由がないとし, 前述の一定の合理性があることに鑑みて, 敷金の 25%を超えて控除するとの部分を 10 条に反して無効であるとして, 75%の部分について返還請求を認めた (一部無効)。  | 10 条 |
| 103 | H17. 11. 28<br>明石簡裁                                  | 解約引 (敷引) された 25 万円の返還を求めた。敷引条項が 10 条違反かどうか争われた。   | 以下の理由から, 全額の返還請求を認めた。<br>① 本件敷引条項は, 賃借人に対し賃料以外の金銭的負担を負わせるものである。<br>② 敷引が関西地方で長年の慣行になっている, その他, 敷引の合理性として主張する点 (謝礼, 自然損耗の修繕費用, 更新料免除の対価, 空室補償, 賃料を低額にすることの代償) について, いずれも合理性を認めがたく, 本件敷引特約は 10 条違反である。  | 10 条 |
| 104 | H17. 11. 29<br>東京簡裁                                  | 敷金返還請求。自然損耗部分の修繕費用を借主の負担とする条項が 10 条違反かどうか争われた。  | 以下の理由から, 本件原状回復条項が 10 条に違反するとして, 全額の返還請求を認めた。<br>① 自然損耗等の原状回復費用を借主に負担させることは, 借主に二重の負担を強いることになる。<br>② 本件原状回復条項は, 自然損耗等に係る原状回復についてどのように想定し, 費用をどのように見積もるのか, 借主に適切な情報が提供されておらず, 貸主が汚損, 破損, あるいは回復費用を要すると判断した場合には, 借主に関与の余地なく原状回復費用が発生する態様となっている。このように, 借主に必要な情報が与えられず, 自己に不利益であることが認識できないままされた合意は, 借主に一方的に不利益であり, この意味でも信義則に反するといえる。   | 10 条 |
| 105 | H17. 12. 6<br>尼崎簡裁                                   | 敷金 35 万円の返還を求めた。25 万円を敷金から差し引くとの敷引条項が 10 条違反かどうか争われた。   | 以下の理由から, 24 万 5000 円の返還請求を認めた。<br>① 敷引について, 賃貸借契約成立の謝礼, 更新料の免除の対価, 空室損料との主張には合理性がない。<br>② 賃料を低額にすることの代償との主張について, 関西地方での敷引が長年の慣習となっており一定の合理性が認められ, 関西地方では敷引があることを前提に賃料が低く設定されており, 不合理ではない。<br>③ 敷引特約は, 保証金の額, 敷引金額や控除割合, 契約期間等を総合考慮して, 敷引金の額が適正であればその限度で有効であり, 適正額を超える部分についてのみ 10 条違反となる。<br>④ 本件では, 保証金の約 71%を控除していること, 賃料の約 4 ヶ月分, 契約期間が 1 年との事情から, 適正な敷引金はせいぜい保証金の 3 割の 10 万 5000 円である。 | 10 条 |
| 106 | H17. 12. 22<br>京都地裁<br>(H17. 7. 1<br>2 京都簡裁<br>の控訴審) | 敷金返還請求に対し, 賃貸人は, 退去時に全内装分室内のカーペットの張替え, クロスの張替え, 畳・襖の張替え及び退室清掃その他修復費用金額を居住年月日に関係なく, 敷金より差し引くものとし, 内装修復箇所は居住日数に関係なく借主の復元責任とする原状回復特約を主張した。 | 通常損耗部分の原状回復費用を借主が負担することの合意は成立していないとして, 通常損耗部分の返還請求を認めた。   | 10 条 |

|     |  |   |  |                  |
|-----|--|---|--|------------------|
| 107 | H18. 1. 31<br>東京高裁<br>(H17. 8. 25<br>新潟地裁<br>長岡支部<br>の控訴審) | 学習教材の訪問販売における、信販会社からの立替金請求。<br>すでに別の業者から教育役務の提供を伴う学習教材を購入していた者に対し、別業者が訪問して他の業者の教材が古いこと、自分のところでも教育役務の提供をしていること、他の業者についてこのようにすれば解約でき、返戻金で教材を購入できると告げたことが、不実告知にあたるか否かが争われた。  | 以下の理由から、4条1項1号により教材売買契約の取消を認め、割賦販売法30条の4の抗弁対抗を認めた。<br>① 教育役務の提供の有無は、本件教材売買契約においては重要事項であるところ、不実告知がなされた。<br>② 教材購入の資金調達方法は、本件教材売買契約においては重要事項であるところ、業者の指示どおりにしても解約ができず資金調達ができなかったものであり、不実告知がなされた。   | 4条1項1号           |
| 108 | H18. 2. 28<br>東京高裁   | 外国語会話教室において、レッスンを受講するためのレッスンポイントを事前に一括して購入することとされ、その料金は購入ポイント数が多くなればなるほど単価が安くなる制度が採用されている一方、途中解約する場合には、当初の単価ではなく、消化済みのレッスンポイントと同程度のコースの契約時単価(購入時よりも割高となる)を単価として精算することとされている約款が、特定商取引法49条2項1号イに違反して無効であるとして、精算金を請求した。教室側は、約款の合理性を主張した。 | 役務提供事業者が役務の対価を前払金として受領しており、役務受領者から中途解約がなされ、その受領済みの前払い金の中から既提供役務の対価に相当する部分を控除して返還するという場合においては、前払い金の收受に際して役務の対価に単価が定められているときは、その単価に従って既提供役務の対価を計算するのが生産の減速となるものと解すべきであるとして、本約款が特定商取引法49条2項1号に反し無効であるとして、精算金の返還請求を認めた。  | 10条, 特商法49条2項1号イ |
| 109 | H18. 3. 10<br>右京簡裁   | 中古車買取業者が中古車を117万円で購入したところ、約10日後に接合車であることが判明したとして、代金の返還請求をした。「本契約締結後、売主の認識の有無に係わらず、契約車両に重大な瑕疵(盗難車、接合車、車台番号改ざん車など)の存在が判明した場合には、買主は本契約を解除することができる」との条項が10条に反するか否かが争われた。  | ①民法570条にいう「隠れた瑕疵」とは、買主が瑕疵のあることを知らず、かつ、知らないことについて過失のない瑕疵をいい、買主に過失があったり、瑕疵の存在を発見したときから1年以内にしか解除権を行使できない。<br>②本条項は買主が瑕疵の存在を知らないことについて過失がある場合も解除できるとなっているし、解除権の行使期間の定めがないから10年と解される。<br>③したがって、消費者(売主)の瑕疵担保責任を加重する条項であり、民法1条2項の信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するから、10条により同条項は無効である。      | 10条              |
| 110 | H18. 3. 27<br>福岡簡裁   | マンションの居室賃貸借契約で、中途解約をした借主が、敷金及び違約金の返還を求めた。敷引特約(家賃3ヶ月分、15万6000円)及び中途解約違約金特約(家賃1ヶ月分)の効力が争われた。  | 以下の理由から、敷引特約が10条違反により無効であるとして返還請求を認め、違約金特約は有効であるとして違約金については返還請求を認めなかった。<br>① 敷引特約は、その合意内容が当事者間において明確で、合理性があり、賃借人に一方的に不利益なものでなければ、直ちに無効とはいえない。<br>② しかし、敷引には合理性がない。<br>③ 賃貸借期間1年以内の借主による一方的解約は、貸主に不測の損害を与えること、1ヶ月前の予告があったとしても、新たな借り主を見つけるには2ヶ月程度を要することから、本件特約は9条1項、10条には反しない。 | 9条1号<br>10条      |
| 111 | H18. 4. 14<br>松山地裁<br>西条支部                                 | 貸金業者に対し、不当利得返還請求訴訟を提起したところ、「訴訟行為について松山簡易裁判所を以て専属的合意管轄とします。」との条項を根拠に松山簡裁への移送申立をされた。  | 以下の理由から、専属的合意管轄は生じておらず、仮に合意をしたとしても10条違反であり無効となるとした。<br>①貸金請求とは訴訟物が異なる。<br>②借りる際に、業者側の違法行為による不当利得返還請求の訴訟について管轄の合意をすることは考えにくく合理的意思表示に反する。<br>③約款が業者側の利益を考慮して定型文書で作成され、そのまま署名しなければ借入自体ができなかった。<br>④業者が全国展開する企業で、法律及び訴訟の理解度や経済力の点で借主とは比較にならないほど優位に立っている。                         | 10条              |

|     |  |   |   |      |
|-----|--|---|---|------|
| 112 | H18. 4. 28<br>木津簡裁                             | 敷金返還請求。敷引特約（35万円から30万円を差し引く）の効力が争われた。   | 以下の理由から、敷引特約が10条違反により無効であるとして返還請求を認めた。<br>① 敷引特約は、その合意内容が当事者間において明確で、合理性があり、賃借人に一方的に不利益なものでなければ、直ちに無効とはいえない。阪神地区においては慣行として存在するのも事実。<br>② しかし、まだまだ貸貸人、賃借人間においては対等の立場で契約することは困難である。<br>③ 敷引には合理性がない。  | 10条  |
| 113 | H18. 5. 19<br>枚方簡裁                             | 建物賃貸借における、保証金の返還請求。保証金45万円の内30万円を控除するとの条項の効力が争われた。  | 以下の理由から、当該条項について、賃貸物件の価値を高めるものではなく、また、賃貸期間の長短に関係なく賃借人が交替する毎に生ずる費用（例えば不動産業者の仲介手数料）については有効であるが、それ以外については10条違反により無効であるとしてその部分について返還請求を認めた。<br>① 民法に、賃借人に賃料以外の金銭的負担を負わせる旨の明文がないから、賃借人の義務を加重する条項である。<br>② 貸貸人側、賃借人側の事情を検討すると、賃貸期間の長短に関係なく賃借人が交替する毎に生ずる費用については、賃借人に負担させることも合理性があり、消費者の利益を一方的に害するとはいえない。   | 10条  |
| 114 | H18. 5. 24<br>大阪高裁<br>(京都地裁平成17年(レ)67号の上告審)    | 敷金返還請求。敷引特約の有効性が争われた。   | 通常損耗部分の原状回復費用をを借主が負担することの合意は成立していないとの原審判断を維持した。<br>また、仮に合意が成立していたとしても、このような合意は許されないと付言している。   | 10条  |
| 115 | H18. 6. 6<br>大阪地裁<br>(大阪簡裁平成17年(ハ)第70334号の控訴審) | 建物賃貸借契約における保証金返還請求。保証金35万円の内25万円を控除するとの条項の効力が争われた。  | 敷引特約は特段の合理性、必要性がない限り10条違反により無効であり、本件でも合理性を認められなかった。<br>なお、原審では保証金の3割相当額の敷引を有効としていたものを全部無効としたが、借主側の控訴・附帯控訴がなかったため、控訴棄却となっている。  | 10条  |
| 116 | H18. 6. 12<br>東京地裁                             | 建物建築請負契約を建築開始前に解約し、支払済みの契約金300万円から10万円を差し引いた金額の返還請求をした。「請負代金総額の3分の1または請負人に生じた損害額のどちらか高い方を賠償する」との条項の効力が争われた。 | 以下の理由から、当該条項について9条1項に違反し、10万円を超える限度で無効とし、返還請求を認めた。<br>① 9条1号の「平均的な損害」とは、当該損害賠償額の予定条項において設定された解除の事由、時期等により同一の区分に分類される多数の同種契約事案の解除に伴い、当該事業者に生じる損害の額の平均値を意味する。<br>② 「平均的な損害の立証責任は事業者側にある。<br>③ 本件条項は、解除の事由、時期を問わず一律に契約金の3分の1以上が平均的な損害となるというものであるが、その合理性について立証はなく、本件解除の時期ではむしろ10万円を超えないことが明らか。<br>④ 民訴法248条による損害額の認定は、損害が生じたことが立証されたがその額を立証するのが困難な場合の規定であり、本件では損害の立証がそもそも10万円を超えない範囲でしかされていないので、適用の前提を欠く。 | 9条1号 |
| 117 | H18. 6. 27<br>高知地裁                             | 学納金不返還特約は消費者契約法9条1号、同法10条、民法90条に反するため無効であるとして、入学金、授業料等の納入した学納金全額の返還を求めた。                                    | 社会人特別選抜入学試験を受験しながら年度末になって入学を辞退したからといって、学納金の返還を請求することが信義則に違反するとまではいえない。入学金は、入学手続事務の諸経費に要する手数的なものという性質を一部有しているほか、入試合格者ないし入学者が当該大学に入学し得る地位を取得することについての対価（一種の権利金）の面を有するものである。原告は入学手続を完了しており、その後原告が自己の都合で入学を辞退したとしても被告が入学金を返還すべき義務は負わない。<br>また、本件不返還特約は消費者契約法9条1号に該当し授業料等については返還を認めた。  | 9条1号 |

|     |   |   |   |          |
|-----|---|---|---|----------|
| 118 | H18. 6. 27<br>東京地裁                          | 入学金、授業料等の学納金を納入した後に、他大学への入学等を理由に入学を辞退した原告らが、被告らの入学手続きに定められているが、学納金の不返還合意は民法 651 条 2 項但書の趣旨に反すること、消費者契約法 9 条 1 号の平均的損害を超えること、あるいは同法 10 条ないし、民法 90 条に該当することから無効であるとして、不当利得に基づき学納金の返還を求めた。   | 入学金を納入することによって、大学との間の在外契約を締結し得る地位を得たものであり、既履行部分の対価たる入学金を保持することが不当利得となる余地はない。<br>授業料等については、不返還合意が、消費者契約法 9 条 1 号に違反するとして返還を認めた。  | 9 条 1 号  |
| 119 | H18. 6. 28<br>大津地裁                          | 建物賃貸借契約における敷金返還請求。敷引特約が 10 条に違反するか否かが争われた。  | 以下の理由から、敷引特約について 10 条に違反するとして、全額の返還請求を認めた。<br>① 1 条の趣旨からは、10 条は、民法の一般条項によっては無効とはならない条項でも、事業者と消費者との間の情報力・交渉力の格差によって消費者の利益が不当に侵害されているものと評価される場合にはこれを無効とするとして消費者の利益を擁護する趣旨。<br>② したがって、民商法の規定に比べて過大な負担を迫わせる条項がある場合には、事業者の側において(1)消費者が法的に負担すべき義務の対価であること、(2)契約締結時までにその旨の情報が提供され、格差が是正され、消費者が契約締結後になって初めて契約締結時に予定していたよりも不利益な状態に陥ったとはいえないことを立証すれば、10 条違反にはならない。<br>③ 賃料の一部前払い、更新料免除の対価、礼金という性質については、合理性がなく、説明もない。 | 1 条、10 条 |
| 120 | H18. 7. 26<br>大阪高裁<br>(H18. 2. 28 大阪地裁の上告審) | 建物及び駐車場の賃貸借契約の借主が、敷金の返還を求めた。井主は、建物について敷引特約、駐車場について償却特約の合理性を主張し、同特約が 10 条に違反するか否かが争われた。  | 以下の理由から、建物について借主の故意過失による損傷部分について差引いた残額の保証金、駐車場について償却特約に基づく残額の保証金の返還を認めた。<br>①敷引特約、償却特約については、自然損耗料、空室損料等の趣旨を兼ね備えており、関西地方では長年の慣行となっており、一定の合理性があり、暴利行為と認められる場合を除き有効である。<br>②本件敷引特約は、保証金 60 万円に対して 50 万円(約 83%)、賃料の 6 ヶ月分であり、10 条に違反し無効である。<br>③本件償却特約は、保証金 3 万 3000 円について年 20%ずつ償却、賃料の約半月分にとどまり、チェーンゲートの保守管理に費用を要する等、暴利行為とまでは認めがたく、有効である。  | 10 条     |
| 121 | H18. 9. 8<br>大阪高裁<br>(H18. 1. 30 京都地裁の控訴審)  | 外国語会話教室において、レッスンを受講するためのレッスンポイントを事前に一括して購入することとされ、その料金は購入ポイント数が多くなればなるほど単価が安くなる制度が採用されている一方、途中解約する場合には、当初の単価ではなく、消化済みのレッスンポイントと同程度のコースの契約時単価(購入時よりも割高となる)を単価として精算することとされている約款が、特定商取引法 49 条 2 項 1 号イに違反して無効であるとして、精算金を請求した。教室側は、約款の合理性を主張した。 | 合理的な理由なく契約締結時ないし前払金の受領時に適用された単価と異なる単価を用いることは、これにより、役務受領者に対し、契約締結時ないし前払金の受領時に適用された単価を用いて精算を行う場合に比較して高額の金銭的負担を与える場合には、実質的に、役務提供事業者に特定商取引法 49 条 2 項 1 号が許容する金額以上の請求を認めるものであり、特定商取引法が許容しない違約金ないしこれに類する金員を請求するものであるとして、同約款を無効とし、精算金の返還請求を認めた。  |          |



|     |   |   |   |      |
|-----|---|---|---|------|
| 122 | H18. 11. 27<br>最高裁<br>(H16. 9. 10<br>大阪高裁<br>の控訴審)  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金については「入学しうる地位の対価」として大学側は返還義務を負わない。</li> <li>・不返還特約は、その目的、意義に照らして、学生の大学選択に関する事由な意思決定を過度に制約し、その他学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるような著しく合理性を欠くと認められるものでない限り、公序良俗に反するものとはいえないとして、本件において、本件不返還特約の効力の全部又は一部を否定すべき事例や被告大学が本件学生納付金の返還を拒むことが信義に反するというべき事情もうかがわれないことから、被告大学は、原告に対し、本件授業料等について不当利得返還義務を負わない。</li> </ul>   |      |
| 123 | H18. 11. 27<br>最高裁<br>(H17. 4. 22<br>大阪高裁<br>の控訴審)  | 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学契約等に係る不返還特約のうち平均的な損害を超える部分に限って消費者契約法9条1号によって無効とされるとき、消費者契約法施行後（平成13年4月1日）に受験し3月31日までに辞退した者について、授業料等の返還を大学側に命じた。</li> <li>・入学金については「入学しうる地位の対価」として大学側は返還義務を負わない。</li> <li>・なお、専願等を出願資格とする大学の推薦入学試験等の合格者については、入学辞退の時点において、当該大学において他の入学試験等によって代替りの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情のない限り、授業料等の返還義務を負わない。</li> <li>・消費者契約法施行以前の事例については、大学側の授業料等の返還義務を認めない。</li> </ul> | 9条1号 |
| 124 | H18. 11. 27<br>最高裁<br>(H17. 6. 14<br>名古屋高裁<br>の控訴審) | 鍼灸学校の入学試験の合格後、入学を事態した受験生が、前納した入学金及び授業料等の返還を求めた。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金については、入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものとして、鍼灸学校は返還義務を負わないとした。</li> <li>・授業料等については、鍼灸学校等の入学試験に関する実情が大学のそれと格段に異なるというべき事情は見だし難く、また、鍼灸学校等が、大学の場合と比較して、より早期に入学者を確定しなければならない特段の事情があることもうかがわれないことなどから、大学の場合と同じく、入学すべき年の3月31日までの在学契約の解除について、鍼灸学校に生ずべき平均的な損害は存しないとして、全額の返還義務を負うとした。</li> </ul>  | 9条1号 |

### 3. その他の検討事項

#### (1) 情報提供義務

(ここでは、説明義務についても議論の対象とする。)

#### (参考5) 他法における関連する規定の例 (法律番号順、民事ルールは太字)

| 法律名                                  | 該当条文  |
|--------------------------------------|---|
| 商品取引所法<br>(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)      | <p>(不当な勧誘等の禁止)</p> <p>第二百十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてその委託を勧誘すること。</p> <p>二～九 (略)</p> <p>(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)</p> <p>第二百十八条 <b>商品取引員は、受託契約を締結しようとする場合において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者以外の者であるときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。</b></p> <p>2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。</p> <p>3 商品取引員は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、<b>第二百十四条(第一号に係る部分に限る。)</b>の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、<b>これによつて当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。</b></p>   |
| 金融商品の販売等に関する法律<br>(平成十二年五月三十一日法律第一号) | <p>(金融商品販売業者等の説明義務)</p> <p>第三条 <b>金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項(以下「重要事項」という。)について説明をしなければならない。</b></p> <p>一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。)における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該指標</p> <p>ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該指標</p> <p>ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該者</p> <p>ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該者</p> <p>ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる次項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該事由</p> <p>六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる次項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該事由</p> <p>ハ ロの事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>七 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨</p> |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>(金融商品販売業者等の損害賠償責任)</p> <p><u>第五条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第三条の規定により重要事項について説明をしななければならない場合において当該重要事項について説明をしなかったとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。</u></p> <p>(損害の額の推定)</p> <p><u>第六条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことにより当該顧客に生じた損害の額と推定する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(民法の適用)</p> <p>第七条 重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。</p>  |
| <p>借地借家法<br/>(平成三年十月四日法律第九十号)</p>       | <p>(定期建物賃貸借)</p> <p>第三十八条</p> <p>1 期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、第三十条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第二十九条第一項の規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p><u>3 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。</u></p> <p>4～7 (略)</p>  |
| <p>宅地建物取引業法<br/>(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)</p> | <p>(重要事項の説明等)</p> <p>第三十五条 <u>宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。</u></p> <p>一 当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）</p> <p>二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要</p> <p>三 当該契約が建物の貸借の契約以外のものであるときは、私道に関する負担に関する事項</p> <p>四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）</p> <p>五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令で定める事項</p> <p>六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じて国土交通省令で定めるもの</p> <p>七 契約の解除に関する事項</p> <p>八 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項</p> <p>九 第四十一条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又は第四十一条の二の規定による措置の概要</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>十一 支払金又は預り金（宅地建物取引業者の相手方等からその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する代金、交換差金、借賃その他の金銭（第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項の規定により保全の措置が講ぜられている手付金等を除く。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を受領しようとする場合において、第六十四条の三第二項の規定による保証の措置その他国土交通省令で定める保全措置を講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要</p> <p>十二 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせん内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置</p> <p>十三 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものを講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要</p> <p>十四 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して国土交通省令で定める事項</p> <p>2～5（略）</p> |
| <p>旅行業法<br/>（昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号）</p>                               | <p>（取引条件の説明）</p> <p>第十二条の四 <u>旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。</u></p> <p>2～3（略）</p>  |
| <p>自動車損害賠償保障法<br/>（昭和三十年七月二十九日法律第九十七号）</p>                           | <p>（書面による説明等）</p> <p>第十六条の五 <u>保険会社は、前条第二項又は第三項の規定により書面を交付した後において、被保険者又は被害者から、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、書面により、保険金等の支払に関する重要な事項（同条第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項を除く。）であつて国土交通省令・内閣府令で定めるもの又は同条第三項に規定する支払を行わないこととした理由の詳細であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものについて説明を求められたときは、次項前段に規定する場合を除き、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、当該説明を求めた者に対し、書面により、当該説明を求められた事項を説明しなければならない。ただし、当該説明を求めた者の同意があるときは、書面以外の方法により説明することができる。</u></p> <p>2～5（略）</p>   |
| <p>消費者基本法<br/>（昭和三十九年五月三十日法律第七十八号）</p>                               | <p>（事業者の責務等）</p> <p>第五条 <u>事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。</u></p> <p>二 <u>消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。</u></p>  |
| <p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律<br/>（昭和三十五年十一月二十五日法律第八十七号）</p> | <p>（自転車製造業者等の責務）</p> <p>第十四条</p> <p>1（略）</p> <p>2 <u>自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。</u></p>   |
| <p>貸金業の規制等に関する法律<br/>（昭和三十八年五月十三日法律第三十二号）</p>                        | <p>（貸付条件の広告等）</p> <p>第十五条 <u>貸金業者は、貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。</u></p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号</p> <p>二 貸付けの利率（市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合には、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの）</p> <p>三 日賦貸金業者である場合にあつては、前条第五号に掲げる事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p>  |
| <p>電気通信事業法<br/>（昭和三十九年十二月二十五日法律第八十六号）</p>                            | <p>（提供条件の説明）</p> <p>第二十六条 <u>電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。</u></p>  |
| <p>金融先物取引法（昭和三十三年五月三十一日法律第七十七号）</p>                                  | <p>（契約締結前の書面の交付）</p> <p>第七十条 <u>金融先物取引業者は、金融先物取引の受託等を内容とする契約（以下「受託契約等」という。）を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客（銀行その他の内閣府令で定める者を除く。）に対し、受託契約等の概要、第六十八条各号に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。ただし、当該受託契約等の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付して説明した場合には、この限りでない。</u></p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>不動産特定共同事業法<br/>(平成六年六月二十九日法律第七十七号)</p>             | <p>(不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付)<br/>第二十四条 <u>不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。</u></p>  |
| <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律<br/>(平成十二年十二月八日法律第四百十九号)</p> | <p>(重要事項の説明等)<br/>第七十二条 <u>マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約（新たに建設されたマンションの当該建設工事の完了の日から国土交通省令で定める期間を経過する日までの間に契約期間が満了するものを除く。以下「管理受託契約」という。）を締結しようとするとき（次項に規定するときを除く。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者をして、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であって国土交通省令で定めるもの（以下「重要事項」という。）について説明をさせなければならない。</u>この場合において、マンション管理業者は、当該説明会の日の一週間前までに、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等の全員に対し、重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない。<br/>2 マンション管理業者は、従前の管理受託契約と同一の条件で管理組合との管理受託契約を更新しようとするときは、あらかじめ、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。<br/>3 前項の場合において当該管理組合に管理者等が置かれているときは、マンション管理業者は、当該管理者等に対し、管理業務主任者をして、重要事項について、これを記載した書面を交付して説明をさせなければならない。<br/>4 管理業務主任者は、第一項又は前項の説明をするときは、説明の相手方に対し、管理業務主任者証を提示しなければならない。<br/>5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。</p> |
| <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律<br/>(平成十四年四月十七日法律第二十六号)</p>  | <p>(電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等)<br/>第十条 <u>電子メール通信役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、その役務の利用者に対し、特定電子メール、架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール又は送信者情報を偽った電子メール（以下「特定電子メール等」という。）による電子メールの送受信上の支障の防止に資するその役務に関する情報の提供を行うように努めなければならない。</u></p>  |
| <p>食品安全基本法<br/>(平成十五年五月二十三日法律第四十八号)</p>               | <p>(食品関連事業者の責務)<br/>第八条<br/>2 前項に定めるもののほか、<u>食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。</u></p>   |
| <p>信託業法<br/>(平成十六年十二月三日法律第五十四号)</p>                   | <p>(信託契約の内容の説明)<br/>第二十五条 <u>信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。</u>ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p>   |
| <p>住生活基本法<br/>(平成十八年六月八日法律第六十一号)</p>                  | <p>(住宅関連事業者の責務)<br/>第八条<br/>1 (略)<br/>2 前項に定めるもののほか、<u>住宅関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る住宅に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。</u></p>  |

(参考6) 関連する判例の例

|   | 判決                    | 原告の主張  | 判決の内容  |
|---|-----------------------|--|--|
| 1 | 平成8年<br>10月28日<br>最高裁 | 被告銀行から借り入れた資金で保険料を一括して支払うことにより被告生命と本件変額保険を締結した原告が、被告銀行及び被告生命の従業員から違法な勧誘を受けたため本件変額保険を締結したこと等の違法事由を主張し、不法行為に基づき、被告らに右損害の賠償を求めた。  | <p>「募集人は、変額保険募集に当たり、顧客に対し、変額保険に対する誤解から来る損害発生を防止するため、変額保険が定額保険とは著しく性格を異にし、高収益性を追求する危険性の高い運用をするものであり、かつ、保険契約者がその投資リスクを負い、自己責任の原則が働くことを説明すべき法的義務が信義則上要求されているものというべきであり、客観的にみて、この点を理解させるに十分な説明がなされていないならば、変額保険募集時に要請される説明義務を尽くしていないものというべきである。」と判示し、本件では、変額保険の持つ投資リスク、保険契約者の自己責任の原則について説明すべきにも関わらず、パンフレットの記載内容を概観しただけの通り一遍の説明をただけでは、説明義務を果たしたとは到底いえないとした。また、変額保険についても証券取引法という適合性の原則がそのまま適用されるべきかどうかはともかくとして、本件での事実関係のもとにおいては、<u>変額保険募集人たる被告において、募集時に要請される一般的説明に加え、信義則上、少なくとも当時の金利水準、変額保険の運用実績に基づいて検討した場合、原告の右前提事実の判断に錯誤がないかどうか、その判断の基礎となる事実を説明すべき義務があったものというべきであり、この理は、一審被告生命と同銀行との業務提携の有無によって左右されるものではないというべきである。</u>さらには被告の行為は、大蔵省通達の禁止する「将来の運用実績についての断定的判断の提供」にも該当するところ、それ自体違法と評価されるべきであり、<u>被告は民法七〇九条、一審被告生命は民法七一五条により、一審原告が一審被告の違法な勧誘行為の結果被った損害を賠償すべき義務があるとして上告を棄却した。</u></p> |
| 2 | 平成10年<br>4月10日<br>最高裁 | 被告とワラントの取引をしたが利益を得る機会のないまま行使期限を経過して権利が消滅したとして損害を被ったとする原告が、被告従業員に原告に対する説明を怠るなどの違法行為があったことを理由に、被告に対し、民法七〇九条又は同法七一五条に基づき損害賠償を求めた。 | <p>「証券会社が投資家に対し投資を勧誘するに際し、信義則上、当該投資家の年令、職業、資産の状況、投資経験等の属性等に応じて、投資家が当該商品の価額変動の特殊性や傾向の特質についての確な認識を形成するに足りる情報を提供すべき注意義務を負うものというのが相当である。」と判示し、本件では、「被告会社従業員Aは、本件ワラント取引を原告に勧誘するに際し、ワラントの特質について用箋に図示しながら説明したものの、当時ワラント関係の資料を持参していなかったし、原告に取引説明書の交付もしていないのであって、Aの説明によるも、未だワラントの特質（価額変動の特殊性や傾向上の特質）につき原告の属性等に応じて同人に理解できるように具体的な説明がなされたものとは認め難く、Aが右特殊性や特質等について一応の説明をしたとしても、それまでワラント取引の経験もなくその内容についての知識を有していなかった原告が取引説明書を交付されていない段階で、きわめて短時間の間にAの説明をどの程度正しく理解できたか疑問である。」として、被告会社従業員Aの原告に対するワラント取引の勧誘方法は、<u>取引説明書を交付しないなど原告に自己の責任と判断において取引をさせるために必要な情報を告知しなかった点において、また原告が正確に理解したかどうかを確認しなかった点において、社会的妥当性を著しく欠き、全体として違法であり、原告に対する不法行為を構成すべきものであるとした。</u></p>   |

|   |                            |  |   |
|---|----------------------------|--|---|
| 3 | 平成 10 年<br>6 月 25 日<br>最高裁 | 被控訴人の従業員 A が元本割れの危険のある本件エースを勧めたことは、控訴人に不適合な投資勧誘であり、A の勧誘行為も説明不足であったとして民法七〇九条の不法行為に該当するとし、損害賠償を求めた。   | 「証券会社及びその証券取引勧誘外務員は、一般投資者に対し、証券取引を勧誘するに際して当該取引の仕組みや危険性についての的確に説明する義務を負うものであり、また、投資信託においては、その投資した資金の運用を専門家に一任する性格を有するものである以上、運用成績悪化を考慮しての解約の機会を逸させることのないよう、証券取引後においても、運用状況の開示・報告等の情報提供義務を負うものである。」と判示し、本件では、一般の投資者にとって、購入商品の元本が保証されるか否かは、当該商品の購入の可否を判断する際の重要な要素であるから、証券会社またはその証券取引勧誘外務員としては、本件エースのような元本割れの危険性を有する株式投資信託の購入を投資者に勧誘するに際しては、投資者の判断を誤らせることのないよう、この点についての十分な説明、告知をすることが不可欠であり、特に控訴人のような安全性への指向の強い投資者についてはそのことが一層要請されるというべきところ、A の電話による説明では、エースの元本割れの危険性や満期等について控訴人に伝わらなかったものと認めざるを得ず、また、非控訴人はパンフレットを控訴人に手渡しているが、同パンフレットの記載は、全体として本件エースを含む各商品についての元本の安全や安定成長を印象づける宣伝的なものであり、これと併せて目立たない欄外の注記を読んでも、各商品ごとに元本割れの現実の危険性の違いや差を正確に理解することはたやすくできないことが認められ、パンフレットの交付のみによってエースの元本の保証がないことを控訴人に説明したものと認めることは相当ではないため、A の控訴人に対して本件エースの購入を勧誘した行為は、当該取引の仕組みや危険性について説明する義務を怠った違法が認められ、不法行為に該当するところ、被控訴人は、A の使用者として、民法七一条により損害を賠償すべき責任があるとした。             |
| 4 | 平成 10 年<br>6 月 30 日<br>最高裁 | 被告の本店投資相談室から送付されたダイレクトメールをきっかけとして、株式売買及びワラント取引を約四年間に数百回にわたって取引を継続的に行ってきた原告が、権利行使期間経過による権利消滅等によって合計二億円余の損失を出したが、これは、右相談室付担当者がワラント取引を勧誘するに当たって、権利行使期間の経過により権利が消滅する等のワラント取引の危険性を十分に説明しないで取引を強引に取り仕切った結果であるとして、被告に対し、債務不履行責任もしくは不法行為責任に基づいて賠償請求を求めた。 | 「証券会社及びその使用人は、投資家に対し、証券取引の勧誘をするに当たっては、投資家の職業、年齢、証券取引に関する知識、経験、資力等に照らして、当該証券取引による利益や危険性に関する的確な情報の提供や説明を行い、投資家がこれについての正しい理解を形成した上で、その自主的な判断に基づいて当該証券取引を行うか否かを決することができるように十分説明する信義則上の義務を負うものというべきであり、証券会社及びその使用人が、右義務に違反して取引勧誘を行ったために投資家が損害を被ったときは、不法行為を構成し、右損害を賠償する責任があるというべきである。」と判示し、本件では、被控訴人は、控訴人に対し、本件ワラント取引が開始された後、本件ワラント取引案内や本件取引説明書等によって、ワラント取引について理解を得るように資料を送付しているが、これらはいずれも本件ワラント取引が開始された後であり、その開始に際してされた A の説明が簡略で、その危険性について十分説明をせず、その後も、右説明書等に基づいて改めて詳細な説明をしたこともなかったのであるから、被控訴人において右のような説明書等を送付するのみでは、前記説明義務を履行したことにはならないというべきである。として、被控訴人の使用人である A は、控訴人に対し、本件ワラント取引を勧誘するに際して、控訴人の従前の経歴、投資経験等と本件ワラント取引の複雑性、危険性等に照らして、控訴人が、本件ワラント取引による利益や危険性に関する的確な認識のもとに、本件ワラント取引をその自主的な判断に基づいて決することができるように、分かりやすく、明確かつ具体的な説明を行うべき信義則上の義務に違反して本件ワラント取引の勧誘を行ったものであって、違法といわざるを得ず、被控訴人は、右違法な勧誘により本件ワラント取引を行い、その結果損害を被った控訴人に対し、民法七一条に基づき、その損害を賠償する責任があるとした。 |

|   |                              |  |  |
|---|------------------------------|--|--|
| 5 | 平成 11 年<br>3 月 23 日<br>最高裁   | 本件ワラント取引は、被告従業員 A の違法な勧誘行為によりなされたもので、A の雇用者である被告は、民法七一条に基づき、本件ワラント取引により原告が被った損害を賠償すべき義務があるとして損害賠償を求めた。   | 「証券取引の中には投資額のすべてを失う危険を含んだ取引があることは周知の事柄であるから、投資者が自発の意志で証券取引を申し込む場合は別として、証券会社が特定の銘柄を推奨して一般投資家を証券取引に勧誘する場合には、顧客が既に当該投資商品の取引を熟知している場合を除き、原則として、当該商品の取引に不可欠な商品の構造、取引価格の形成・変動の仕組み、取引による利得や損失の危険等について十分な説明を行い、それについて顧客の理解を得たうえで、顧客自らの責任と判断で取引ができるよう配慮すべき信義則上の義務がある」と判示し、本件では、証券外務員たる A としては、ワラント取引が初めてであり、ワラントの特性や取引の仕組みを熟知していなかったことが明らかな原告に対してワラント取引を勧誘するに当たっては、ワラントの商品構造や取引の仕組みをよく説明し、十分な理解を得た上で取引を受注すべきであったのに、A が説明した内容はワラント取引のおおまかな内容にすぎず、しかも電話による説明であって、それによつて原告が自らの責任と判断でワラントの売買を行えるだけの理解を得るに至っていなかったことは明らかであつて、右勧誘は違法として不法行為を構成するといふべきであるとして、被告は、原告に対し、A の右不法行為につき民法七一条に基づく損害賠償責任があるとした。   |
| 6 | 平成 11 年<br>10 月 12 日<br>最高裁  | 被上告人が、上告人会社の担当者の違法な勧誘により、本件ワラントを転換社債又は投資信託と誤信して本件ワラントの取引をし、損害を被つたとして、上告人らに対し損害賠償を求めた。  | 「証券会社の担当者が、一般投資家に対して、ワラント取引の勧誘をする場合には、その投資効率の面のみを強調するべきではなく、それに必然的に伴う重大な危険性をより十分に説明すべきである。それも、単にハイリスクであるなどという抽象的な説明では不十分であり、当該一般投資家の経歴、証券取引に対する従前の知識経験などに照らし、当該一般投資家が容易に理解できる方法により、ハイリスクであるという意味を具体的に説明すべきである。そうであるから、ワラント取引に関する十分な知識があり、価格変動要因に関する情報収集能力も備えた投資家に対しては、証券会社の担当者の説明義務は例外的にある程度軽減される。しかし、反対に、右のような知識がないとか情報収集能力を備えていない一般投資家に対しては、そもそもワラント取引の勧誘をすべきではない。不十分ながらも右のような知識や情報収集能力を有する一般投資家に対しては、ワラント取引の勧誘をすること自体は許される場合もあるかもしれない。しかし、その場合には、ハイリスクの意味を、容易に理解できる手段によつて、個別的、具体的に懇切丁寧に説明すべきである。」と判示し、本件では、控訴人の意向、財産状態、投資経験などに照らしても、控訴人は危険なワラント取引に適合しているとはいえず、そもそも適合性の原則に照らしワラント取引を勧誘すべきでなかつたといふべきであるのに、被控訴人は、控訴人に対し、ワラント取引を勧誘し、しかもその際、ワラント取引の危険性について具体的に説明していないのみならず、被控訴人は、控訴人に対し、ワラントの意義（権利行使価格、行使株数、権利行使期間）及びワラント価格形成のしくみについてすら、ほとんど説明をした形跡がないことから、控訴人に対する本件ワラントの勧誘行為は、説明義務に違反する違法行為であることが明らかであるとした。 |
| 7 | 平成 14 年<br>10 月 29 日<br>福岡地裁 | 被告から立体駐車装置を購入した原告が、車の方向を変えるための同装置内の車載台の回転によつて死亡事故が発生したことにつき、同装置には必要なセンサがないなどの欠陥がある上に、被告が同装置販売時にその旨の説明をしなかつたなどとして、製造物責任法及び売買契約上の債務不履行責任に基づき、原告が上記死亡事故の被害者の相続人らに支払った和解金等の損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた。 | 「本件装置は、人が棟内やパレット上においても入庫ボタンを押せばパレットが回転し、その入庫運転が開始されるものであるところ、そのような場合には、人が回転するパレットから転落したり、回転するパレットと衝突するなどして、負傷若しくは本件事故のような死亡事故が発生する危険性があるから、その構造について特別の知識を有しない原告に本件装置を販売する被告は、本件装置の操作は教育を受けた者が行うこと、操作するときは棟内の無人を確認すること、同乗者は入庫前に降車させること等の注意事項を説明するにとどまらず、これらの注意事項を怠つた場合には上記のような危険性があり、そのような危険性を回避又は軽減するためにどのようなセンサが設置されているか、また、安全性を更に向上させるために、オプションでどのようなセンサが用意されており、その価格はどの程度であるか等といった本件装置の危険性とその安全装置であるセンサの内容等について、原告に具体的に説明すべき信義則上の義務があつたといふべきである。」と判示し、本件では、被告が原告に交付した本件取扱説明書の各種光電センサの車検知センサの表示には、人を検知して本件装置が停止するかのように読むこともできる上に、被告の担当者は、本件装置の前記危険性を全く説明していないばかりか、かえつてパレット上に人がいる場合等はセンサの動きにより本件装置は停止する旨の説明をしたものであつて、本件装置の危険性とそれを回避又は軽減するためのセンサの内容等について説明しておらず、被告従業員が前記説明義務を尽くしていれば、原告の駐車場設置管理者が本件装置にパッシングセンサを設置する旨表明し、同センサ設置によつて本件事故を防止できた蓋然性があるとして、売買契約上の債務不履行責任に基づき、本件事故によつて生じた原告の損害を賠償すべき義務があるとした。    |



|    |                             |  |   |
|----|-----------------------------|--|---|
| 8  | 平成 15 年<br>10 月 3 日<br>大津地裁 | パソコン講座の受講生が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、講座運営者の説明不足のために同制度を利用できなかったとして、受講料相当の損害金等の支払い（不法行為に基づく）を求めた。                                      | 消費者契約法施行前（平成 13 年 2 月 28 日に受講申込み）の事案であったが、消費者契約法第 1 条、第 3 条第 1 項、第 4 条第 2 項の趣旨（事業者の情報の質及び量の絶対的な多さを考慮し、これに対する消費者の利益の擁護による健全な取引の発展を目的とする趣旨）からは、事業者が、一般消費者と契約を締結する際には、契約交渉段階において、相手方が意思決定をするにつき重要な意義をもつ事実について、事業者として取引上の信義則により適切な告知・説明義務を負い、故意又は過失により、これに反するような不適切な告知・説明を行い、相手方を契約関係に入らしめ、その結果、相手方に損害を被らせた場合には、その損害を賠償すべき義務があると解するとして、損害賠償の一部を認容した（給付制度を利用することができたであろう限りにおいて損害を認め、かつ、受講申込みの際、給付制度を利用して受講することを申し出ていることから消費者契約法第 3 条第 2 項の趣旨から過失相殺。）。  |
| 9  | 平成 15 年<br>11 月 7 日<br>最高裁  | 金融機関である上告人の従業員 A から融資を受けて宅地を購入するよう積極的に勧誘され、上告人との間で融資契約を締結し、本件宅地を購入した被上告人が、A が本件土地が接道要件を満たさない土地であることを説明するのを怠ったと主張して、上告人に対し、損害賠償を求めた。            | （1）本件売買契約と融資契約とは、当事者を異にする別個の契約であるが、A は、後者の融資契約を成立させる目的で本件土地の購入にかかわったものであり、このような場合に、A が接道要件が具備していないことを認識しながら、これを被上告人に殊更に知らせなかったり、又は知らせることを怠ったりしたこと、上告人が本件土地の売主や販売業者と業務提携等をし、上告人の従業員が本件土地の売主等の販売活動に深くかかわっており、A の被上告人に対する本件土地の購入の勧誘も、その一環であることなど、信義則上、A の被上告人に対する説明義務を肯認する根拠となり得るような特段の事情はない。（2）本件売買契約締結当時、本件土地が接道要件をみたすことが十分期待できた。（3）本件土地が接道要件を満たしているかどうかという点は、宅地建物取引業法 35 条 1 項所定の重要事項として、書面による説明義務があり、本件では、売主側の仲介業者である C 株式会社とその説明義務を負っているのであって、A に同様の義務があるわけではないとして、融資契約の際、A が被上告人に対して本件土地が接道要件を満たしていないことについて説明をしなかったことが、被上告人に対する不法行為を構成するとはいえないとした。 |
| 10 | 平成 15 年<br>12 月 9 日<br>最高裁  | 上告人との間で個別に火災保険契約を締結した被上告人らが、阪神・淡路大震災発生の際に発生した火災により同各火災保険契約の目的物が焼失したが地震免責条項により保険金が支払われなかったことについて、契約締結過程において情報提供義務・説明義務の不履行があったとして、慰謝料の支払い等を求めた。 | 「地震保険に加入するか否かについての意思決定に関し、生命、身体等の人格的利益に関するものではなく、財産的利益に関するものであることにかんがみると、この意思決定に関し、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、特段の事情が存しない限り、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできない」とした上で、本件においては、被上告人らが自ら地震保険不加入意思確認欄に押印をした等の諸点に照らすと、上告人側に被上告人らに対する本件地震保険に関する事項についての情報提供や説明において、不十分な点があったとしても、前記特段の事情が存するとはいえないから、慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないとした。   |
| 11 | 平成 16 年<br>11 月 18 日<br>最高裁 | 分譲住宅の譲渡契約の譲受人である被上告人が認識していた通りに上告人が一般公募を直ちに実施せず、分譲住宅を値下げして販売したことについて、価格の適否を検討する上で重要な事実につき説明を受けなかったとして損害賠償を求めた。                                  | 本件優先購入条項は、被上告人らに対するあっせん後未分譲住宅の一般公募が直ちに行われること及び一般公募における譲渡価格と被上告人らに示された譲渡価格が少なくとも同等であることを前提とし、その上で抽選によることなく被上告人らが確実に住宅を確保することができることを約したものであること等の諸点に照らすと、上告人は被上告人らが譲渡契約締結時に被上告人らに対するあっせん後未分譲住宅の一般公募が直ちに行なわれると認識していたことを容易に知ることができたにもかかわらず、被上告人らに対し一般公募を直ちにしない意思がないことを全く説明しなかったことは、被上告人らから十分に検討した上で契約を締結するか否かを決定する機会を奪ったものであり、上告人の右行為は信義誠実の原則に著しく違反するものであるため、被上告人らが上告人との間で本件各譲渡契約を締結するか否かの意思決定は財産的利益に関するものではあるが、上告人の行為は慰謝料請求権の発生を肯定し得る違法行為と評価できるとした。   |

|    |                             |  |  |
|----|-----------------------------|--|--|
| 12 | 平成 17 年<br>9 月 16 日<br>最高裁  | Aが被上告人Y2の仲介で被上告人Y1からマンションの1室を買受け、後にAの煙草の不始末で火災が発生しAが死亡したところ、Aの妻である上告人がY1に対しては売主の瑕疵担保等により、Y2に対しては防火戸の操作方法等につき説明がなかったことの不法行為等により、延焼部分の原状回復費等の損害賠償を求めた。   | 防火戸の電源スイッチが作動しない状態で引き渡されたことにつきY1の瑕疵担保責任を認め、 <u>被上告人Y1には、Aに対し、少なくとも、本件売買契約上の付随義務として、電源スイッチの位置、操作方法等について説明すべき義務があったと解されるところ、宅地建物取引業者である被上告人Y2は、その業務において密接な関係にある被上告人Y1から委託を受け、被上告人Y1と一体となって、本件売買契約の締結手続のほか、部屋の販売に関し、Aに対する引渡しを含めた一切の事務を行い、Aにおいても、被上告人Y2を上記販売に係る事務を行う者として信頼した上で、本件売買契約を締結して部屋の引渡しを受けたこととなるのであるから、このような事情の下においては、<u>被上告人Y2には、信義則上、被上告人Y1の上記義務と同様の義務があったと解すべきであり、その義務違反によりAが損害を被った場合には、被上告人Y2は、Aに対し、不法行為による損害賠償義務を負うもの</u>というべきであるとした。</u>  |
| 13 | 平成 17 年<br>12 月 16 日<br>最高裁 | 大阪府住宅供給公社が通常損耗も賃借人に負担させる特約があるとして、返還すべき敷金から通常損耗の修繕費用を控除したことについて、賃借人が返還を求めた。   | 通常損耗を賃借人負担とする特約が成立するには、 <u>契約条項に具体的に明記されるか、それが明らかでない場合には、口頭により説明して、賃借人が明確に認識し、合意の内容としたと認められるなど、明確な合意が必要である</u> との判断を示して、公社の「修繕費負担区分表」の記載では、通常損耗の範囲が一義的に明白でなく、説明会での説明も内容が明らかにはならなかったとして、特約の成立を否定した。   |
| 14 | 平成 18 年<br>6 月 12 日<br>最高裁  | 土地の所有者である上告人が、本件土地中の北側土地の売却による捻出を前提とした上告人の自己資金に、被上告人Y1銀行からの借入金を加えた資金で、本件土地上に本件建物を建築し、賃料収入を借入金の返済等に充てる被上告人Y2の担当者の計画に基づき、本件土地の容積率の制限の上限に近い本件建物を建築したところ、本件北側土地が売却されると、本件建物が容積率の制限を超える違法な建物となるため、その売却ができなかったことにより、当初予定していた自己資金の捻出ができず、借入金の返済ができなくなったことから、被上告人らに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めた。 | 「本件北側土地の売却により、本件建物は、その余の敷地部分のみでは容積率の制限を超える違法な建築物となるのであるから、上告人としては、十分な広さの隣接土地を本件建物の敷地として確保しない限り、本件北側土地を売却してはならないこととなり、また、本件北側土地を売却する場合には、買主がこれを敷地として建物を建築する際、敷地の二重使用となって建築確認を直ちには受けられない可能性があったのであるから、信義則上敷地の二重使用の問題を買主に明らかにして売却する義務がある以上、本件建物が無い場合に比べて売却価格が大きく低下せざるを得ないことは明らかであるため、本件建物を建築した後に本件北側土地を予定どおり売却することは、もともと困難であったというべきである。」と判示し、本件計画には、上記のような問題があり、このことは、上告人が被上告人Y2との間で上記各契約を締結し、被上告銀行との間で本件貸付けに係る消費貸借契約を締結するに当たり、極めて重要な考慮要素となるものであるため、 <u>上告人Y2の担当者は、本件計画を提案するに際し、上告人に対して本件敷地問題とこれによる本件北側土地の価格低下を説明すべき信義則上の義務があったというべきところ、その説明をせず本件計画を提案したY2の担当者には説明義務違反が認められるとされた。</u> (Y1銀行についても、特段の事情が認められるのであれば、本件敷地問題を含め本件北側土地の売却可能性を調査し、これを上告人に説明すべき信義則上の義務を肯認する余地があるというべきであるとされた。) |

## (2) 不招請勧誘

(ここでは、契約を締結しない等の意思を表示した者に対する再勧誘についても議論の対象とする。)

### (参考7) 他法における関連する規定の例 (法律番号順)

| 法律名                                | 該当条文   |
|------------------------------------|--|
| 金融商品取引法<br>(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)    | <p>(禁止行為)</p> <p>第三十八条 <u>金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>金融商品取引契約 (当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。) の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為</u></p> <p>四 <u>金融商品取引契約 (当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。) の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為</u></p> <p>五 <u>金融商品取引契約 (当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。) の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思 (当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。) を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為</u></p> <p>六 (略)</p>  |
| 商品取引所法<br>(昭和三十五年八月五日法律第二百三十九号)    | <p>(不当な勧誘等の禁止)</p> <p>第二百四条 <u>商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思 (その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。) を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。</u></p> <p>六 (略)</p> <p>七 <u>商品市場における取引等につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。</u></p> <p>八・九 (略)</p>  |
| 特定商取引に関する法律<br>(昭和三十一年六月四日法律第五十七号) | <p>(指示)</p> <p>第七条 <u>主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</u></p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令 (※) で定めるもの。</p> <p>(※) 特定商取引に関する法律施行規則 (昭和三十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号)<br/>(訪問販売における禁止行為)</p> <p>第七条 法第七条第三号 の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でもこれを妨げること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p>(※) 特定商取引に関する法律等の施行について (解釈通達)</p> <p>第二章、第二節</p> <p>5 法第七条 (指示) 関係</p> <p>(2) 省令第七条の解釈について</p> <p>(イ) 第1号</p> <p>「迷惑を覚えさせるような仕方」とは、客観的にみて相手方が迷惑を覚える言動であればよく、実際に迷惑と感ずることは必要ではない。具体的には、正当な理由なく不適当な時間帯に (例えば午後9時から午前8時まで等) 勧誘をすること、長時間にわたり勧誘をすること、執ように何度も勧誘をすること等はこれに該当することが多いと考えられる。」</p> <p>(通信販売についての広告)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のほか、<u>販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令 (※) で定めるものをいう。以下同じ。) により広告をするとき (その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときを除く。) は、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告に係る販売業者又は役務提供事業者から電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。</u></p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>※特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号）<br/>（連絡方法の表示）</p> <p>第十条の四 <u>相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするとき（相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告をするときを除く。第二十六条の三及び第四十一条の三において同じ。）であつて、法第十一条第二項の規定によりその相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示するときは、その広告の用に供される電磁的記録の本文の最前部に「〈事業者〉」との表示に続けて次の事項を表示し、かつ、その相手方が広告の提供を受けることを希望しない旨及びその相手方の電子メールアドレスを通知することによつて当該販売業者又は役務提供事業者からの電磁的方法による広告の提供が停止されることを明らかにしなければならない。</u></p> <p>一 <u>販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称</u><br/>二 <u>相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨を通知するための電子メールアドレス</u></p> <p>（電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する提供の禁止）</p> <p>第十二条の三 <u>販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法により広告をする場合において、その相手方から第十一条第二項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。</u></p> <p>（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止）</p> <p>第十七条 <u>販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。</u></p> <p>（指示）</p> <p>第三十八条 <u>主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</u></p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 <u>その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方</u>で勧誘すること。</p> <p>四 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（指示）</p> <p>第五十六条 <u>主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</u></p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 <u>その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方</u>で勧誘すること。</p> <p>四 （略）</p> |
| <p>海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律<br/>（昭和五十七年七月十六日法律第六十五号）</p> | <p>（不当な行為等の禁止）</p> <p>第十条 <u>海外商品取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 <u>前各号に掲げるもののほか、海外先物契約に関する行為であつて、顧客の保護に欠けるものとして経済産業省令で定めるもの</u></p> <p>※ 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則<br/>（昭和五十八年一月十日通商産業省令第三号）</p> <p>（不当な行為等の禁止）</p> <p>第八条 <u>法第十条第八号の経済産業省令で定める行為は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>海外先物契約の締結につき、その契約の締結をしない旨の意思（その契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、勧誘すること。</u></p> <p>二～十三 （略）</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>金融先物取引法<br/>(昭和六十三年<br/>五月三十一日法<br/>律第七十七号)</p>   | <p>(禁止行為)<br/>第七十六条<br/>金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる行為にあつては、顧客の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融先物取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。<br/>一～三 (略)<br/>四 <u>受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること。</u><br/>五 <u>受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。</u><br/>六～九 (略)</p> |
| <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律<br/>(平成十四年四月十七日法律第二十六号)</p> | <p>(拒否者に対する送信の禁止)<br/>第四条 <u>送信者は、その送信をした特定電子メールの受信をした者であつて、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨(一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨)を当該送信者に対して通知したものに對し、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならない。</u></p>  |

### (参考8) 関連する判例の例

|   | 判決                           | 原告の主張  | 判決の内容  |
|---|------------------------------|--|--|
| 1 | 平成 10 年<br>11 月 19 日<br>大阪高裁 | 商品先物取引業者に委託をして商品先物取引をした原告である顧客が、当該事業者の受託行為に不適格者勧誘、無差別電話勧誘、欺罔の説明等の違反行為があり、損害賠償を請求した。  | 無差別電話勧誘について、名簿に基づいて電話を掛けて勧誘しただけでは、無差別電話勧誘に該当して違法と言うことはできないが、商品先物取引業者の従業員が二度にわたり顧客に電話をし、当該顧客に対し金五〇枚の取引の勧誘をしたのに対し、当該顧客が断つたにもかかわらず、話しているときに相づちを打ったので当該取引の委託をしたことになるとし、これに対する当該顧客の抗議にも応じなかった従業員の行為は、 <u>真実建玉をしていないにもかかわらず、これを行ったものとした欺罔的なものであつて、商品先物取引業者である従業員で、先物取引の勧誘にあつていた者として、社会通念上是認されない違法なものであるというべきであるなど</u> とし、全体として、当該顧客に対する関係で不法行為を構成するものと判示し、顧客の損害を賠償すべき責任があるとした。 |
| 2 | 平成 15 年<br>1 月 29 日<br>大阪高裁  | 商品先物業者に委託をして商品先物取引をした原告である顧客が、当該事業者の勧誘段階における無差別電話・訪問による執拗な勧誘等の行為、取引継続段階における無断売買等一連の不法行為により損害を被つたと主張し、当該事業者に対し、損害賠償等を請求した。                                | <u>勧誘段階の違法性について、顧客が断っていた勤務先への連日の架電及び勤務先への訪問が執拗な勧誘として違法であることが認定され、その他事業者の説明義務違反、無断売買、配慮義務違反等を含めた一連の行為は、全体として違法性を有していると判示し、事業者の使用責任に基づく損害賠償を認めた。</u>   |
| 3 | 平成 17 年<br>11 月 10 日<br>秋田地裁 | 商品取引員である被告会社に対して商品先物取引を委託していた原告が、営業担当者等の無差別電話勧誘や執拗な勧誘をはじめとする勧誘態様及び個々の取引態様等を理由に、主的に、被告会社及びその営業担当者である被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を、予備的に、被告会社に対し、債務不履行に基づく損害賠償を請求した。 | 無差別電話勧誘及び執拗な勧誘について、被告会社の電話勧誘担当者が勤務中の原告に対して複数回勧誘の電話をかけていることについて、「 <u>複数回勧誘の電話をかけるということ自体、断られても勧誘を続けたということ</u> を意味し、しかも、勤務先に全く勤務内容と無関係の先物取引の勧誘の電話を複数回かけるということは、 <u>社会通念に照らし、執拗かつ迷惑な勧誘との評価を免れず、…以上によれば、被告会社の営業活動は、先物取引の勧誘を受けることを希望しない者の意思を軽視する傾向を有していたと推認される</u> 」などと判示し、被告らの不法行為責任、被告会社の使用者責任を肯定した。  |

※ なお、商品取引所法においては、平成 16 年改正（再勧誘の禁止、等）、平成 18 年改正（金融商品販売法と同様の民事効、等）と、委託者保護のための累次の規制強化を実施している。

(参考9) 関連する行政処分の例

|   | 事業者の取引形態 | 行政処分の内容   | 行政処分の原因となる事実  |
|---|----------|---|---|
| 1 | 通信販売業者   | 特定商取引法第11条第2項(受信拒否に係る連絡方法の不表示)等の違反行為を認定し、同法第15条に基づく業務一部停止命令(平成17年6月16日から3ヶ月間) | 特定商取引法では、通信販売に係る未承諾の広告メールについては、件名欄の最前部に「未承諾広告※」の表示を行うこと、本文の最前部に「<事業者>」、事業者名、広告メールの受信拒否通知を受けるメールアドレス及び受信者の電子メールアドレスを通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示を行うことが義務付けられているが、A社が運営するアダルト画像サイトに係る広告メールには、これらの表示がない。   |
| 2 | 通信販売業者   | 特定商取引法第11条第2項(受信拒否に係る連絡方法の不表示)等の違反行為を認定し、同法第15条に基づく業務一部停止命令(平成18年4月1日から1ヶ月間)  | 特定商取引法では、通信販売に係る未承諾の広告メールについては、件名欄の最前部に「未承諾広告※」の表示を行うこと、本文の最前部に「<事業者>」、事業者名、広告メールの受信拒否通知を受けるメールアドレス及び受信者の電子メールアドレスを通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示を行うことが義務付けられているが、個人事業者であるAが運営する出会い系サイトに係る広告メールには、これらの表示がない。  |
| 3 | 電話勧誘販売業者 | 特定商取引法第17条(再勧誘の禁止)等の違反行為を認定し、同法第23条に基づく業務一部停止命令(平成18年9月29日から4ヶ月間)             | A社の販売員は、かつて他社とビジネス関連の教材の購入に係る契約をしたことのある消費者Bの職場に電話をかけ、その電話が教材の売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げず、「以前、ビジネス関連の教材を購入されて勉強したことがありますよね。」「まだ、当初ご契約の講座が修了していません。残っています。」等と告げた。消費者Bは「いくらその様に勧めていただいてもできません。」とはっきり断ったが、A社の販売員は「今この機会を逃がすと、どんどん負担する教材が多くなりますよ。」と告げた。それでも消費者Bは「時間もお金もありませんからできません。」と再度きっぱりと断った。それにもかかわらず、A社の販売員は再度「きちんと修了していただくのが、本来の契約ですから、再履修という形を取って頂きます。」等と同じ説明を何度も繰り返した。消費者Bは、A社の販売員の話し方の中にだんだん威圧的な雰囲気を感じられるようになり、A社の販売員が、「どうしますか。」とたたみ込むように告げたことから、Aは、「わかりました。」と答えた。Aは、仕事の中に同社の販売員から約1時間半にわたって繰り返し勧誘されたことから非常に迷惑を感じた。 |
| 4 | 電話勧誘販売業者 | 特定商取引法第17条(再勧誘の禁止)等の違反行為を認定し、同法第23条に基づく業務一部停止命令(平成18年12月13日から6ヶ月間)            | A社の販売員は、消費者Bの職場に電話をかけ、冒頭に「貴方は、何年前に通信用の資格取得講座を受けていますね。」と告げた。Bは過去に講座を受講したことが無かったので「そんなものは受けていません。」と答えたが、A社の販売員が「貴方の名前がデータに残っていますよ。このデータを抹消するためには、33万円の費用がかかります。」などと一方的に告げつつ長々と勧誘を続けたため、Bは迷惑だと感じて電話を切った。その後複数回にわたってA社の販売員から職場に電話が入り、Bは「資格取得講座は、受けた事はありません。」などと何度も断って本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示したが、「このデータが残っている以上、資格取得講座が修了していませんので、いつまでも電話が来ることになりますよ。」「とにかくデータの抹消手続きを取ってください。」などと告げ、長々としつこく勧誘を続けた。  |

※以上のほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第6条(現行第7条)に基づく措置命令はこれまで4件あるが、このうち同法第4条(特定電子メールの受信の拒否者に対する送信の停止)の違反行為を認定した措置命令が1件(平成14年12月25日)ある。

### (3) 適合性原則

#### (参考10) 他法における関連する規定の例 (法律番号順)

| 法律名                                   | 該当条文  |
|---------------------------------------|---|
| 金融商品取引法<br>(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)       | (適合性の原則等)<br>第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。<br>一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。<br>二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。  |
| 商品取引所法<br>(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)       | (適合性の原則)<br>第二百十五条 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。   |
| 消費者基本法<br>(昭和三十九年五月三十日法律第七十八号)        | (事業者の責務等)<br>第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。<br>一・二 (略)<br>三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。<br>四・五 (略)<br>2 (略)   |
| 特定商取引に関する法律<br>(昭和三十九年六月四日法律第五十七号)    | (指示)<br>第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。<br>一～二 (略)<br>三 前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令(※)で定めるもの。<br>※ 特定商取引に関する法律施行規則(昭和三十九年十一月二十四日通商産業省令第八十九号)(訪問販売における禁止行為)<br>第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。<br>一 (略)<br>二 老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。<br>三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。<br>四～六 (略) |
| 金融先物取引法(昭和三十九年五月三十一日法律第七十七号)          | (適合性の原則等)<br>第七十七条 金融先物取引業者は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を行わなければならない。<br>一 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる受託契約等の締結の勧誘を行つて顧客の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。<br>二 (略)  |
| 金融商品の販売等に関する法律<br>(平成十二年五月三十一日法律第一百号) | (金融商品販売業者等の説明義務)<br>第三条 (略)<br>2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。<br>3～7 (略)<br><br>(勧誘の適正の確保)<br>第八条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。   |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
|                             | <p>(勧誘方針の策定等)</p> <p>第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項</p> <p>二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項</p> <p>3 (略)</p> |
| 信託業法<br>(平成十六年十二月三日法律第五十四号) | <p>(信託の引受けに係る行為準則)</p> <p>第二十四条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。</u></p>  |

### (参考 1 1) 関連する判例の例

| 判決                      | 原告の主張  | 判決の内容  |
|-------------------------|--|--|
| 1 昭和 61 年 5 月 29 日 最高裁  | 金地金の先物取引会社の社員が商品取引の知識のない主婦に 3 時間にわたって勧誘し、リスク、委託追証抛金の必要などは説明せずに先物取引契約を締結させたとして、損害賠償を請求した。                               | <u>大阪金為替市場で金地金を売買するよう委託した本件取引は、実質的にみても、委託者保護の制度的保証を欠き問題のある会員社を相当数かかえた市場を媒体とするものであることから、組織的・機構的に危険性も高く、またその勧誘についても、電話による無差別勧誘であたりをつけ、先物取引の顧客としての適格を欠く主婦を相手に長時間執拗に働きかけ、その際本件取引が私設市場での先物取引で投機性を有すること他につき十分な説明をなかつたなど、著しく不公正な方法によつてなされたものというほかはないから、公序良俗に反し無効なものというべきであるとした原審の判断は商品取引所法八条に違反するところがあるか否かについて論ずるまでもなく正当として是認できるとして、上告を棄却した。</u>  |
| 2 平成 11 年 4 月 23 日 大阪高裁 | 被告証券会社の従業員の原告に対する勧誘に、断定的判断の提供、執拗・強引な勧誘、適合性原則違反、説明義務違反、虚偽事実の表示及び過当取引の勧誘があったとして、原告が不法行為（民法 7 1 5 条）又は債務不履行に基づく損害賠償を請求した。 | <u>「投資家の投資は、その能力、性格、財産状態や経験、投資の目的その他の事情に適合した取引である必要があり、したがって、投資勧誘もこのような実情に合致したものであることが認められ、これに合致しないような勧誘は、場合によっては、社会通念上許容された限度を超える勧誘として違法とされるべきであり、証券会社は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして、信用取引の危険性を理解できないことがやむを得ない顧客又は信用取引の危険性を負担すること自体が不相当と認められる顧客に対して信用取引を勧誘することは許されないと解すべきである。」と判示し、本件では、控訴人が証券取引を開始してから急速に多額の証券取引を行うに至った態様は、健全な社会通念に照らした場合には、異常ともいえるものであり、適合性の原則に違反する限度において、社会通念上許容された限度を超えた違法な勧誘であったものと認めるのが相当であるとした。</u>                           |
| 3 平成 11 年 7 月 27 日 東京高裁 | 控訴人会社の外務員控訴人 A らの株式勧誘によって、株式を継続的に購入した被控訴人が、右勧誘行為は適合性原則違反、不当表示ないし不表示により違法で不法行為を構成するとして、控訴人らに対し、損害賠償を請求した。               | <u>「いわゆる取締法規違反の行為は、直接的には行政上の処罰等の対象となっても、理論上は民事上の不法行為の故意、過失を直接構成するものではないけれども、その違反の有無は、不法行為の要件である違法性を判断するための要素の一つとなることは明らかであり、また、その取締法規の目的が間接的にもせよ一般公衆を保護するためのものであるときは、その取締法規違反の事実は、他の諸事情をも勘案して不法行為の成否を判断する主要な要素であり、一応不法行為上の注意義務違反を推認させるものである。また、証券外務員が、顧客の資産、投資目的、知識・経験等に適合しない過当な頻度・数量の投資勧誘を行った場合は、右信義則上の義務に違反するものとして、右勧誘行為が違法性を帯び、不法行為を構成する場合があるというべきである。」と判示し、本件投資勧誘行為は、取引につき全体として、証券外務員の信任ないし誠実義務に著しく違反する違法なものと評価すべきであり、不法行為を構成する」とした。</u> |



|   |                             |   |  |
|---|-----------------------------|---|--|
| 4 | 平成 11 年<br>10 月 12 日<br>最高裁 | 被告诉人が、上告人会社の担当者の違法な勧誘により、本件ワラント取引につき、担当者が損失の危険性の極めて強いワラントの危険性、意義や価格形成のしくみすら十分に説明しないで勧誘したとして、損害賠償を求めた。                         | 「証券会社の担当者が、一般投資家に対して、ワラント取引の勧誘をする場合には、その投資効率の面のみを強調するべきではなく、それに必然的に伴う重大な危険性をより十分に説明すべきである。それも、単にハイリスクであるなどという抽象的な説明では不十分である。当該一般投資家の経歴、証券取引に対する従前の知識経験などに照らし、当該一般投資家が容易に理解できる方法により、ハイリスクであるという意味を具体的に説明すべきである。」と判示し、本件では、控訴人の意向、財産状態、投資経験などに照らし、控訴人は危険なワラント取引に適合しているとはいえず、そもそも適合性の原則に照らしワラント取引を勧誘すべきでなかったというべきであるのに、被控訴人は、控訴人に対し、ワラント取引を勧誘し、しかもその際、ワラント取引の危険性について具体的に説明していないのみならず、被控訴人は、控訴人に対し、ワラントの意義及びワラント価格形成のしくみについてすら、ほとんど説明をした形跡がないことから、控訴人に対する本件ワラントの勧誘行為は、説明義務に違反する違法行為であることが明らかであるとした。  |
| 5 | 平成 12 年<br>5 月 11 日<br>大阪高裁 | 破産者 A 株式会社を通して投資信託及びワラントを購入した被控訴人が、破産管財人である控訴人に対し、右破産者の適合性原則違反、説明義務違反等を理由に、不法行為及び債務不履行に基づく破産債権（損害賠償請求債権及びこれに対する遅延損害金）の確定を求めた。 | 「専門家としての証券会社又はその使用人は、顧客に対し商品を勧めて販売する場合には、契約準備段階における信義則上の義務として、当該顧客が自ら申告する投資経験、投資目的等に照らし、明らかに過大な危険を伴う商品（不適合商品）の勧誘を回避すべき法律上の義務がある。また、右商品が一般的に知られているかあるいは当該顧客がこれを熟知している場合を除き、同人が投資するか否かを判断するための不可欠な要素について、正しく認識できるように説明すべき法律上の義務があるというべきである」と判示し、本件では、原告の学歴、稼働経験、従前の投資経験、投資原資が余剰資金でないこと及びワラントの高度の危険性を併せ考えれば、本件のワラント価格が一般には少額と評価されるものであったとしても、なお原告にとって適合性はなかったというべきであるとして適合性原則違反を認めるとともに、投資信託としては五段階で危険の大きな方から二番目に分類される商品であったのだから、原告のように預金との区別も付かない購入者に対しては、前記信義則上の義務として、最大の取引決定要因として最低限、元本割れの可能性があることの説明がなされてしかるべきとして説明義務違反も認めた。                                      |
| 6 | 平成 12 年<br>8 月 21 日<br>東京高裁 | 被控訴人証券会社を通じて、株式等の取引等を行い、結果的に損害を被った控訴人会社が、被控訴人の担当者による適合性原則に違反した勧誘、見せかけ保証金取引及び過当取引など過当取引などの違法行為があるとして、損害賠償を求めた。                 | 「信用取引は、それについて適切な説明がされれば、投資家の自己責任に委ねられるべき経済取引であるから、信用取引の仕組みについて理解能力を欠き、仮に適切な説明がされても理解が困難な者に対して勧誘するような特段の事情のない限り、証券会社に対し、信用取引を勧誘すること自体を回避すべき注意義務を広範囲に課すのは相当ではないというべきであり、証券会社の適合性違反を判断するに際しては、この点も十分に考慮に入れなければならない」と判示し、本件では、我が国の事業会社が有価証券投資に極めて積極的であったという経済状況の下、証券会社の従業員が事業会社に対しその資金の有効活用の見地から株式の信用取引を勧誘し行わせたことが、顧客の投資目的、財産状態や投資経験等に照らして著しく不適合であったということはできないとされ、証券会社の従業員の行った証券取引の態様が、顧客の投資目的、財産状態や投資経験等に照らして社会的相当性を逸脱した過当な頻度・数量の取引であったと断定することはできないとされた。  |
| 7 | 平成 12 年<br>8 月 29 日<br>大阪高裁 | 被告会社を通じてオプション取引をして損失を出した原告が、被告会社による原告に対する右取引の勧誘が不法行為であるとし、その賠償を求めた。   | 「行政的取締法規に違反する投資勧誘をしても、そのことによって直ちにその投資勧誘が私法上の違法性を備えるものではないが、取締法規に違反する投資勧誘が社会的に許容される範囲を逸脱する程度にまで至れば、その投資勧誘は、私法上違法との評価を免れないというべきであり、オプション取引は、様々な有用性はあるものの、難解且つ危険な取引であって、多くの個人投資家には適合しない取引である。したがって、個人投資家に対してオプション取引を勧誘する証券会社の外務員としては、その顧客の資産、取引経験、社会経験、知的能力等を総合的に勘案して、その顧客がオプション取引の仕組みと危険性を理解することを可能とする能力と取引経験及び社会経験を有していると認められる場合にのみ、これを勧誘すべきであって、そうでない場合には、これを勧誘してはならない注意義務を有していると解すべきである。」と判示し、本件では、被告は、原告がオプション取引の仕組みや危険性について理解していないことを知りながら、あるいは容易にこれを知り得たのに、累次リスクの大きい取引に原告を誘い込み、原告に多大な損害を被らせたことは、社会的に許容される範囲を逸脱した投資勧誘であったと断ぜざるを得ず、これが原告に対する不法行為であると言わざるを得ないとした。 |

|    |                              |   |   |
|----|------------------------------|---|---|
| 8  | 平成 13 年<br>3 月 28 日<br>福岡高裁  | 被告ないし被控訴人証券会社と取引を行っていた控訴人 X 3 外 8 名及び被控訴人 X 他 1 名が、上記証券会社の担当者 A から違法な勧誘を受けてワラントを買い付けたところ、権利行使期間を徒過して価値がなくなり損害を受けたとして、損害賠償を請求した。 | 「証券会社は、投資家に対し証券取引の勧誘をするに当たっては、投資家の職業、年齢、証券取引に関する知識、経験、資力等に照らして、当該証券取引による利益や危険性に関する的確な情報の提供や説明を行い、投資家がこれについての正しい理解を形成した上で、その自主的な判断に基づいて当該証券取引を行うか否かを決めることができるように十分説明する信義則上の義務を負うものというべきであり、証券会社が右義務に違反して取引勧誘を行ったために投資家が損害を被ったときは、不法行為を構成し、損害を賠償すべき責任があるというべきである。」と判示し、本件では、原告 X 2 の経歴や投資経験、投資傾向とも照らし合わせると、電話によりパンフレット等も送付していない A の説明は十分に理解できるものとはいえず、 <u>A の原告 X 2 に対するワラント勧誘は、適合性の原則及び説明義務に違反するものといわざるをえないとして違法性が認められた。</u>   |
| 9  | 平成 13 年<br>11 月 29 日<br>東京高裁 | 従前から被控訴人と証券取引を行っていた控訴人が、被控訴人の担当者 A に勧誘されるままに開始した信用取引において損害を負ったとして不法行為に基づく損害賠償を求めた。  | 「適合性の原則は、証券会社が顧客に対する投資勧誘に際し、顧客の投資目的、財産状態、投資経験等に照らし、不適当な証券取引を勧誘してはならないというものであり、信用取引は、一定の投資経験、知識、資力等を求められ、投資額に比べて大きな利益が期待できる反面、予想と違った場合には損失も大きくなる危険性のあるハイリスク・ハイリターンの商品である」と判示し、本件では、控訴人の証券取引経験、投資目的・指向等に照らして、A により一任取引的に行われた信用取引は、多量、頻繁で、社会的相当性を逸脱した過当取引に当たり、 <u>A らにおいて控訴人にこのような信用取引を勧誘して承諾させたことは、適合性の原則に反するものであり、しかも、その取引内容は過当売買に当たるものというべきであるから、全体として違法なものとして不法行為を構成するというべきであり、被控訴人は、A らの使用者として、信用取引により控訴人が被った損害を賠償すべき責任を負うものであるとした。</u>   |
| 10 | 平成 14 年<br>2 月 14 日<br>名古屋高裁 | 被告に吸収合併前の証券会社の支店と証券等の取引をしていた原告が、同支店長 A 及び従業員 B が証券取引法に反し、あるいは社会的相当性を逸脱するなどした勧誘行為をしたとして、被告に対し使用者責任又は債務不履行責任に基づき損害賠償請求した。         | 「店頭登録株については、一般に店頭登録企業は将来の成長が期待できる企業が多い反面、企業規模が小さく上場企業に比べて、経営基盤の安定度という面ではやや劣る企業も少なくないうえ、株式の市場性が薄く、値下りの危険性も高いことなど投資リスクが大きい商品であることなどを考慮すると、顧客にかかる商品を勧誘する際には、店頭取引の仕組みなどについて十分な説明をし、投資リスクの高い商品であることを了解させることが必要であり、証券会社の店頭登録株の勧誘においても、 <u>適合性の原則が適用されるものといえる。</u> 」と判示し、本件では、原告が店頭取引の仕組みや店頭登録株の投資リスクなどの十分な説明を受けていないことなどからすれば、原告の投資経験などをもってしても、 <u>適合性の原則に違反したものと認め、A 支店長のかかる勧誘行為は、証券取引を勧誘するうえで、社会的相当性を逸脱するものであり、不法行為に該当するものであり、A 支店長の使用者である証券会社を合併した被告も民法 715 条による損害賠償責任を承継したものと認められた。</u>          |
| 11 | 平成 15 年<br>10 月 23 日<br>最高裁  | 証券会社である上告人との間で国内証券及び外国関係商品の取引をした被上告人が、上告人の担当者の勧誘行為等に適合性原則違反、過当取引及び断定的判断の提供の違法行為があったとして、上告人に対し、損害賠償を求めた。                         | 「証券会社は、証券取引等を勧誘する場合には、投資家に対し、当該取引の危険性について相応の的確な情報を提供し、投資家が不十分な情報により判断を誤らないように配慮すべきであるとともに、 <u>投資家の職業・年齢・知識・投資経験・資力等個人的な要因に照らし、明らかに過大な危険を伴うと考えられる取引を積極的に勧誘することを回避すべき信義則上の義務があり、この義務に違反した結果当該投資家が損害を被った場合には、不法行為が成立し、当該投資家に対し、その損害の全部又は一部を賠償する責任を負うものというべきである。</u> 」と判示し、本件取引における「テンブルトンエマージングアジア」「ターキッシュファンド」については、その特性からして投資の結果や価格の変動を的確に予測することは極めて困難であるのにそのような事情が説明されておらず、本件の投資家にはその属性からして価格変動を予測することは不可能であることは明らかであるとして、原告は適合性を有しておらず、担当社員は勧誘を行うべきではなかったとして、 <u>適合性原則違反として不法行為を構成するとした。</u> |
| 12 | 平成 17 年<br>7 月 14 日<br>最高裁   | 水産物卸売業者である原告の取締役らが、被告である証券会社の担当者の行為につき、オプション取引に係る適合性原則違反、顧客にできる損失を被らせないようにすべき義務違反、説明義務違反等があったと主張し、被告に対して不法行為による損害賠償を求めた。        | 証券取引法第 43 条第 1 号では、いわゆる適合性の原則を定めているが、これにつき「(被告である)証券会社の担当者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険に伴う取引を積極的に勧誘するなど、 <u>適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為上も違法となると解するのが相当である</u> 」と判示し、さらに顧客の適合性を判断するにあたっては「顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要があるというべきである」と判示しつつも、本件については、被告である証券会社の担当者による勧誘につき、 <u>当該適合性の原則から著しく逸脱するものであったとは認められないとして、不法行為の成立は否定された。</u>  |

#### (4) インターネット取引

##### (参考12) 他方における関連する規定の例 (法律番号順)

| 法律名                                    | 該当条文   |
|--|--|
| 不当景品類及び不当表示防止法<br>(昭和三十七年五月十五日法律第三十四号) | <p>(不当な表示の禁止)</p> <p>第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの</p> <p>(排除命令)</p> <p>第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、<u>当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。</u>その命令(以下「排除命令」という。)は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。</p> <p>2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の二、第二十条、第二十五条、第二十六条及び第八章第二節(第四十六条、第四十九条第三項から第五項まで、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十五条第二項、第五項及び第六項、第五十九条第二項、第六十五条、第六十七条、第六十九条第三項、第七十条の二第四項、第七十条の九から第七十条の十一まで並びに第七十条の十二第一項を除く。)の規定の適用については、前項に規定する違反行為は同法第十九条の規定に違反する行為(事業者団体が事業者<sup>に</sup>当該行為に該当する行為をさせるようにする場合にあつては、同法第八条第一項第五号の不正な取引方法に該当する行為)と、排除命令は排除措置命令とみなす。この場合において、同法第四十九条第一項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置」とあるのは「その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項」と、同条第二項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同条第六項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「六十日」とあるのは「三十日」と、同法第七十条の十五中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同法第七十条の二十一中「第三章」とあるのは「第三章(第十三条第一項及び第三節を除く。)」とする。</p> <p>3 排除命令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第三項、第九十五条の二並びに第九十五条の三(それぞれ同法第九十条第三号に係る部分に限る。)並びに第九十七条の規定の適用については、排除措置命令とみなす。</p> |
| 特定商取引に関する法律(昭和三十七年六月四日法律第五十七号)         | <p>(通信販売についての広告)</p> <p>第十一条 <u>販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。</u>ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、経済産業省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。</p> <p>一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)</p> <p>二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法</p> <p>三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期</p> <p>四 商品の引渡し又は権利の移転後におけるその引取り又は返還についての特約に関する事項(その特約がない場合には、その旨)</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のほか、<u>販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)</u>により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告に係る販売業者又は役務提供事業者から電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(誇大広告等の禁止)</p> <p>第十二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品の引渡し又は当該権利の移転後におけるその引取り又はその返還についての特約その他の経済産業省令で定める事項について、<u>著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。</u></p> <p>(合理的な根拠を示す資料の提出)</p> <p>第十二条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。</p> <p>(通信販売における承諾等の通知)</p> <p>第十三条 販売業者又は役務提供事業者は、指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立って当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、<u>遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨</u>（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の経済産業省令で定める事項を<u>その者に書面により通知しなければならない</u>。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。</p> <p>2 販売業者又は役務提供事業者は、前項本文の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該通知すべき事項を電磁的方法その他の経済産業省令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。</p> <p>(指示)</p> <p>第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三若しくは前条第一項の規定に違反し、又は顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるものをした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、<u>その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</u></p> <p>(業務の停止等)</p> <p>第十五条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三若しくは第十三条第一項の規定に違反した場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が前条の規定による指示に従わないときは、<u>その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。</u></p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> |
| <p>電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律<br/>(平成十三年六月二十九日法律第九十五号)</p> | <p>(電子消費者契約に関する民法の特例)</p> <p>第三条 民法第九十五条 ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、<u>当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。</u>ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ。）が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。</p> <p>一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。</p> <p>二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき。</p>  |
| <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律<br/>(平成十四年四月十七日法律第二十六号)</p>           | <p>(表示義務)</p> <p>第三条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令で定めるところにより、<u>その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次の事項が正しく表示されるようにしなければならない。</u></p> <p>一 特定電子メールである旨</p> <p>二 当該送信者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 次条の通知を受けるための当該送信者の電子メールアドレス</p> <p>四 その他総務省令で定める事項</p> <p>(拒否者に対する送信の禁止)</p> <p>第四条 送信者は、その送信をした特定電子メールの受信をした者であって、総務省令で定めるところにより<u>特定電子メールの送信をしないように求める旨</u>（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨）<u>を当該送信者に対して通知したのに対し、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならない。</u></p>   |

法の適用に関する通則法（平成十八年六月二十一日法律第七十八号）

(架空電子メールアドレスによる送信の禁止)  
第五条 送信者は、自己又は他人の営業のために多数の電子メールの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしてはならない。

(送信者情報を偽った送信の禁止)  
第六条 送信者は、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として、電子メールの送受信のために用いられる情報のうち送信者に関するものであって次に掲げるもの（以下「送信者情報」という。）を偽って電子メールの送信をしてはならない。  
一 当該電子メールの送信に用いた電子メールアドレス  
二 当該電子メールの送信に用いた電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備という。）を識別するための文字、番号、記号その他の符号

(特定電子メール等送信適正化業務の実施に係る義務)  
第十八条 登録送信適正化機関は、公正に、かつ、第十六条第一項各号に掲げる要件及び総務省令で定める基準に適合する方法により特定電子メール等送信適正化業務を行わなければならない。  
(当事者による準拠法の選択)  
第七条 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。

(当事者による準拠法の選択がない場合)  
第八条 前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時ににおいて当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。  
2 前項の場合において、法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が当該法律行為に関係する事業所を有する場合にあっては当該事業所の所在地の法、その当事者が当該法律行為に関係する二以上の事業所で法を異にする地に所在するものを有する場合にあってはその主たる事業所の所在地の法）を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。  
3 第一項の場合において、不動産を目的物とする法律行為については、前項の規定にかかわらず、その不動産の所在地法を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

(当事者による準拠法の変更)  
第九条 当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

(法律行為の方式)  
第十条 法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法（当該法律行為の後に前条の規定による変更がされた場合にあっては、その変更前の法）による。  
2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方式は、有効とする。  
3 法を異にする地に在る者に対してされた意思表示については、前項の規定の適用に当たっては、その通知を發した地を行為地とみなす。  
4 法を異にする地に在る者の間で締結された契約の方式については、前二項の規定は、適用しない。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とする。  
5 前三項の規定は、動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利を設定し又は処分する法律行為の方式については、適用しない。

(消費者契約の特例)

第十一条 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。）の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であっても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。

2 消費者契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がないときは、第八条の規定にかかわらず、当該消費者契約の成立及び効力は、消費者の常居所地法による。

3 消費者契約の成立について第七条の規定により消費者の常居所地法以外の法が選択された場合であっても、当該消費者契約の方式について消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式に関しその強行規定の定める事項については、専らその強行規定を適用する。

4 消費者契約の成立について第七条の規定により消費者の常居所地法が選択された場合において、当該消費者契約の方式について消費者が専らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、専ら消費者の常居所地法による。

5 消費者契約の成立について第七条の規定による選択がないときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、消費者の常居所地法による。

6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。

二 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。

三 消費者契約の締結の当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかったことについて相当の理由があるとき。

四 消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でないことと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき

(参考13) 関連する判例の例

|   | 判決                     | 原告の主張   | 判決の内容   | 備考     |
|---|------------------------|---|---|--------|
| 1 | 平成13年<br>3月27日<br>最高裁  | 原告電話会社は、電話利用者である被告に対し、被告の未成年子が被告の知らぬ間に利用したダイヤルQ2使用代金を一般通話料に加えて請求した  | 「第1種電気通信事業者である電話会社Xが、一般家庭に広く普及していた加入電話から一般に利用可能な形でダイヤルQ2事業を開始するに当たっては、同サービスの内容や通話料金の高額化の危険性等につき具体的かつ十分な周知を図るとともに、その危険の実現化をできるだけ防止するために可能な対策を講じておくべき責務があった」と判示し、本件では、これらの対策の実施が十分といえない状況にあった当時、Yの子Aによる同サービスの多数回・長時間に及ぶ無断利用がされたために通話料金が高額化したとの事情の下では、料金高額化の事実及びその原因を認識してこれに対する措置を講ずることが可能となるまでの間に発生した通話料についてまで、約款の規定に基づき契約者にその全部を負担させるべきものとするは、信義則ないし衡平の観念に照らして直ちに是認し難いというべきであって、加入電話の使用とその管理についてはYにおいてこれを決する立場にあることなどの事情も考慮すれば、X会社がYに対し発生した通話料金の5割を超える部分を請求することは許されないとした。  | ダイヤルQ2 |
| 2 | 平成15年<br>3月14日<br>東京簡判 | インターネットの利用に関し、電気通信事業を営む原告が、契約者である被告に対し通話料金等の支払を求めたところ、被告が、利用者の気付かないままに国際電話サービスを利用させるような接続システムを設定していた原告が、トラブル防止のために必要な措置を講じないまま使用料金の支払いを請求するのは信義則に反するとして争った。 | 「一般の電話料金よりも高額に設定されている国際電話については、利用者が全く認識しないまま接続された場合にまで、その料金を契約者に負担させるべきか否かについては、電気通信事業が公益的なものであるが故に、その立場にある原告が適切な措置を講じたか否かという点とも併せて総合的に判断しなければならない。」と判示し、本件では、原告が特定地域に対する接続停止の措置を講じたことは一定の評価に値するものであり、通信の秘密を守るべき通信事業者である原告ができる限りの措置を講じても防ぎきれなかった結果については、利用者の利益が制限されることになってもやむを得ない等として、信義則違反を否定し、原告の請求を認めた。  | 国際電話詐欺 |
| 3 | 平成16年<br>4月15日<br>東京地裁 | 控訴人が、インターネットを利用したオークションにより被控訴人から落札、購入した中古の普通乗用自動車にガソリタンクのガソリン漏れ等の損傷があり、これが民法570条の「瑕疵」に当たると主張して、被控訴人に対し、損害賠償を求めた。  | 「民法五七〇条の「瑕疵」とは、売買の目的物が通常備えているべき性能などを備えていないことをいうが、本件のような中古自動車の売買においては、それまでの使用に伴い、当該自動車に損傷などが生じていることが多く、これを修復して売却する場合はともかく、これを修復しないで売却する場合には、その修理費用を買主が負担することを見込んで売買代金が決定されるのが一般的であるから、このような場合には、買主が修理代金を負担することが見込まれる範囲の損傷などは、これを当該自動車の瑕疵というのは相当でない。本件車両は、本件サイトで指摘された損傷以外に修理を要する損傷箇所が存在することも予想された上で開始価格が設定されて出品され、かつ、本件サイトで指摘された損傷以外の損傷が実際にあったとしても、当該損傷は落札者が自ら修理することを予定して落札されたものであったというべきところ、本件車両に民法五七〇条の「瑕疵」があるというためには前記した予想ないし予定を超えた損傷が存する場合であることを要する。」と判示し、本件車両は、サイトにはその走行自体が不可能であるとか、危険を伴うといった記載はなく、却って、走行それ自体には問題がないかのような記載がされており、ガソリン漏れが生じている自動車では、引火の危険性などからして安全な走行それ自体が困難であることは明らかであるから、本件車両の落札価額の低廉さ、本件サイトの記載を考慮しても、前記した予想ないし予定を超える損傷であったといわなければならないので、本件損傷のうち、当該瑕疵は、本件サイトにも記載されず、被控訴人から説明もされていないものであったから、民法五七〇条の「隠レタル」瑕疵に当たるとも明らかであるとして、当該瑕疵の修理費用に相当する限度で損害賠償請求を認容した。 | オークション |

|   |                                    |  |  |                    |
|---|------------------------------------|--|--|--------------------|
| 4 | 平成 17 年<br>1 月 12 日<br>大阪地裁        | 被告会社らが製造販売した各製品をインターネット上で購入した原告らが、食品衛生法により食品への添加が禁止されているエトキシキンが含まれた各製品を製造販売した被告に対して、宣伝内容の商品を販売すべき債務があるのに、宣伝内容とは異なる、毒性、発がん性を有し、食品衛生法六条により食品への添加が禁じられているエトキシキンが混入した本件各製品を販売したことによる債務不履行等に基づき、被告らに対し損害賠償請求した。 | 「 <u>本件各製品が、健康に効果があることを強調して販売されており、購入者も、本件各製品が自然物から作り出され、自然物から作り出されるから、本件各製品が、健康に効果があると認識して購入するものと思料されること、本件各製品は、錠剤であって、通常の食品のように風味、食感等を楽しむものでは、およそないことからすると、科学的合成物であり、飼料等に抗酸化剤として使用されるものであり、食品衛生法により、食品への添加が禁止されているエトキシキンが、本件各製品に混入していた場合、売買契約の当事者である買主によっては、本件各製品が無価値になることは当然にあり得るところである。</u> 」と判示し、 <u>エトキシキンの混入した本件各製品の引渡しは、本件各製品の販売用パンフレットの記載内容の特殊性及び本件各製品の特殊性からすると、本旨に従った履行といえないものと解すべきであり、原告らは、被告に対し、本件各製品の売買契約を解除せずとも、債務不履行による損害賠償請求ができると解されるとして、購入代金相当額につき損害と認定し、請求を一部認容した。</u>   | インターネット取引における消費者被害 |
| 5 | 平成 17 年<br>1 月 31 日<br>東京地裁        | 在宅ワークを希望する原告らが、被告関連業者の従業員らの勧誘行為は不法行為を構成するものであり、かつ被告が開発した教材等を購入させられ、被告が運営する SOHO ユートピアに入会させられるのだから、被告主導の内職詐欺商法であるのは間違いないとして被告会社に対しても不法行為に基づき損害賠償を求めた。   | 在宅ワーク（自宅のパソコンを用いる諸々の入力作業を行う業務）を希望する原告らに対して、有料会員制のホームページ上でそのあっせんを行うと謳い、その前提条件として認定試験を設定し、その学習のために教材を販売するという一連のシステムは、上記ホームページを管理、運営し、認定試験を実施し、教材を製造している被告が中心となって成り立っているところ、 <u>被告の関連業者は、実際には教材で学習しても認定試験に合格することは困難であるのに、誰でも認定試験に容易に合格して、すぐさま在宅ワークを受注して、相応の収入を得ることができるかのような勧誘等を行うことによつて原告らに誤信を与え、教材の売買契約、有料会員制のホームページの入会契約を締結させたものであり、被告は、関連業者の代表者らと通じて不法行為を行ったものと認められるなどして、原告らの損害賠償請求を認容した。</u>  | インターネット関連の内職商法     |
| 6 | 平成 17 年<br>8 月 9 日<br>神戸地裁<br>姫路支部 | インターネットオークションを利用してデジタルカメラを落札して代金を支払ったが当該カメラの交付を受けていない原告が、上記オークションを運営する被告に対し、被告は出品者の信用調査を怠り、又は不適切な出品を防止すべき義務に違反したと主張して、不法行為に基づき損害賠償請求した。  | 被告は、本件オークションを運営するに当たり、本件オークションに参加しようとする者に対し、インターネットのホームページにおいて、本件利用規約及び本件ガイドラインに同意するよう求め、同意しなければ、本件オークションに参加するために必要な ID 登録ができないようになっており、またその後本件オークションに参加する場合にも、これらに同意しなければ参加できないようになっていること、本件利用規約には、本件ガイドラインが本件利用規約の一部を構成している旨の規定があること、本件ガイドラインには、被告が、個々の商品や情報を選別・調査・管理せず、どのような利用者が参加しているかも選別・調査・管理しないことや、被告が、利用者間に成立した売買について、解除・解約等に一切関与せず、利用者が全て責任を負い、被告は入札者又は出品者としての責任、権利及び権限を一切有さないこと、被告の重過失又は故意に起因する場合を除き、出品、入札、完了した若しくは完了していない取引又は出品された若しくは実際に売られた商品に関するいかなるクレーム・請求・損害賠償等から免責される旨定めており、原告もこれに同意したこと、本件利用規約及び本件ガイドラインは、ホームページ上で一回ボタンをクリックするだけで閲覧できること等の事実が認められる。<br><u>以上の事実によれば、本件ガイドラインは、本件利用規約の一部を構成することにより、本件利用規約に同意して本件オークションに参加する者を法的に拘束するものと認められ、そうすると、被告は、原告に対し、本件取引について、訴外人の信用度を調査したり、訴外人の ID を削除するなど義務を負うものとは認められないし、本件取引による原告の損害が、被告の故意又は重過失によるものとも認められない。</u> | オークション             |



|   |                         |   |  |                     |
|---|-------------------------|---|--|---------------------|
| 7 | 平成17年<br>9月2日<br>東京地裁   | 控訴人が、インターネット上のショッピングサイトにおいて被控訴人がパソコンを1台当たり2787円で売り出している旨の表示がされていたことから3台を購入したが、その履行がされていないとして、被控訴人に対し、債務不履行ないし不法行為に基づき、パソコン3台の代金相当額の支払いを求めた。 | 「インターネットのショッピングサイトを利用して商品を購入する場合、売り手は、サイト開設者を通じて、商品の情報をサイト上に表示し、買い手は、商品の情報を見て、購入を希望するに至ればサイト上の操作により注文し、サイト開設者を通じて、売り手が注文を受けこれに応じる仕組みとなっている。このような仕組みからすると、 <u>インターネットのショッピングサイト上に商品及びその価格等を表示する行為は、店頭で販売する場合に商品を陳列することと同様の行為であると解するのが相当であるから、申込の誘引に当たるといべきである。そして、買い手の注文は申込みに当たり、売り手が買い手の注文に対する承諾をしたときに契約が成立するとみるべきである。</u> 」と判示し、本件では、控訴人はヤフーから受注確認メールを受信したものの、売り手である被控訴人から注文に応じないとする旨のメールを受信しており、受注確認メールは売り手である被控訴人が送信したものであるから、権限のあるものによる承諾がされたものと認めることはできず、また、「 <u>インターネット上での取引は、パソコンの操作によって行われるが、その操作の誤りが介在する可能性が少なくなく、相対する当事者間の取引に比べより慎重な過程を経る必要があるところ、受注確認メールは、買い手となる注文者の申込が正確なものとして発信されたかをサイト開設者が注文者に確認するものであり、注文者の申込の意思表示の正確性を担保するものにほかならないといべきである。</u> 」とも判示し、受注確認メールは、被控訴人の承諾と認めることはできないから、これをもって契約が成立したと見ることはできず、契約が成立したことを前提とする控訴人の損害賠償請求は、理由がないとして棄却した。 | オンラインショッピング         |
| 8 | 平成18年<br>2月22日<br>名古屋簡判 | 特殊通話（ウェブ、スーパーメール）利用分については契約締結時に料金設定に関する十分な説明がなかったと主張して支払わない被告に対して、原告が携帯電話料金の支払いを求めた。  | 「 <u>パケット通信サービスや家族割引、料金プラン等の一応の説明は受けており、本件各携帯電話機を受領した時点でガイドブックを受け取っている</u> のであるから、この説明を読めば、原告のウェブ、スーパーメール等の料金設定は十分に理解できた」と判示し、本件における被告は十分に説明を読まず、これを理解しようとしなくて、結果としてスーパーメールの請求が一般通話料金と比して高額であったからといってその支払いを拒むことはできないとして、請求を認容した。   | 携帯電話メールの料金請求と説明義務違反 |